

周南市健全財政推進計画



平成 22 年 3 月
周 南 市

目 次

はじめに	1
市財政の現状	2
1 これまでの概要	2
(1) 「三位一体の改革」の影響	2
(2) 「財政健全化計画」及び「財政健全化に向けた今後の取組み」の検証	2
(3) 米国に端を発した世界同時不況の影響と国の1次・2次経済対策の活用	3
2 歳入の推移	4
(1) 市税収入の推移	4
(2) 普通交付税及び臨時財政対策債の推移	6
(3) 主な一般財源の推移(市税+地方交付税+各譲与税交付金+臨時財政対策債等)	7
3 歳出の状況	8
(1) 義務的経費・投資的経費の推移	8
4 基金残高の推移	9
(1) 財政調整基金及び減債基金	9
5 市債の状況	10
(1) 市債残高の推移	10
(2) 公債費の推移	11
6 地方財政健全化法による健全化判断比率	12
(1) 健全化判断比率4指標の概要	12
(2) 本市の状況(平成20年度決算)	12
(3) 公営企業の経営の健全化指標(平成19年度決算)	15
本市の財政運営における課題	17
1 国の合併支援措置の終了	17
(1) 合併算定替と一本算定との差額	17
(2) 国の合併支援措置の終了(平成26年度～)	17
2 大規模事業による公債費の増嵩	18
3 施設維持管理経費の増嵩	19
4 扶助費の増嵩	19
今後の中期財政見通し	20
1 中期財政見通しの試算の前提条件	20
(1) 総括事項	20
(2) 歳入	20

(3) 歳出	21
2 中期財政見通しの試算表	22
(1) 平成21年度から平成26年度までの収支見通し	22
健全財政推進計画の基本方針	23
1 基本的な考え方	23
2 計画期間	23
3 基本目標	23
4 数値目標	23
健全財政堅持のための取組み	24
1 歳入の確保	24
(1) 市税歳入の確保	24
(2) 国民健康保険料等の徴収率の向上と料率の見直し	24
(3) 介護保険料の徴収率の向上と後期高齢者医療保険料の確保	24
(4) 使用料・手数料等の受益者負担と債権の適正管理等	24
(5) 事業実施のための財源確保等	26
2 歳出の抑制等	26
(1) 歳出の抑制	26
(2) 職員定数の適正化と職員給与等の見直し	26
(3) 公共施設の廃止や統合整備の実施	27
(4) 民間活力の積極的な導入	27
(5) 行政評価システムを活用した事務事業の再構築	27
(6) 投資的事業の選択と実施	28
(7) 外郭団体・第三セクター等の健全化	28
(8) 特別会計の経営健全化	29
(9) 企業会計の経営健全化	29
3 財源調整必要額の解消と基金残高の増嵩のための目標数値	30
(1) 目標額設定の考え方と目標額	30
(2) 歳入及び歳出における具体的な目標額	30
(3) 目標達成のための取組み等	31
4 平成22年度当初予算の状況	31
(1) 歳入歳出の主な財源調整等の内容	31
(2) 中期財政見通しとの比較表	32
おわりに	33
用語解説	34

はじめに

平成15年度から17年度の3ヶ年度で実施された「三位一体の改革」は、国から地方への税源移譲という、戦後の自治史上初めてのことであり、大きな足跡を地方自治に残すはずでありましたが、地方自治体の財政にとっては、非常にバランスを欠く結果となりました。

国庫補助負担金は4兆円の廃止・縮減、所得税から地方税への本格的な税源移譲額は3兆円、地方交付税においては5.1兆円が削減されました。

本市においても、平成16年度当初予算編成時に約18億円の影響額が試算されたことから、「周南市財政健全化計画」を平成17年3月に策定するとともに、平成17年度当初予算から財政健全化への取組みに着手をしました。

この結果、平成17年度以降の一般会計決算では、実質収支で黒字を堅持し、適切な予算執行が行われたと考えています。

夕張市の破綻を契機として、自治体財政の早期健全化及び財政の再生を図るため、平成19年6月に「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」が制定され、平成19年度決算から4つの指標による「健全化判断比率」の公表が義務付けられました。

さらに、国では第2次分権改革を実施すべく、平成19年度から3年間で「地方分権改革推進計画」を策定するとしています。

本市では本年度、市民待望の「周南再生に向けた施策」や合併時に約束された事業等を盛り込んだ「周南市まちづくり総合計画・後期基本計画」を策定しました。

この計画の着実な進捗を図るための財源確保と事業の見直しを行うことを目的に、この度、「周南市健全財政推進計画」を策定いたしました。

しかしながら、この計画は現状の財政状況を踏まえ、将来を見据える中で策定したものです。民主党を中心とした連立内閣の下で、霞ヶ関改革と呼ばれる中央の行政改革や地域主権のための分権改革、大規模な税制改革など、新政権の公約が実施される様相となり、本市を取り巻く情勢は、先行きが、大変不透明な状況となっております。

このため、国の今後の動向を注視するなかで、必要に応じ、計画の内容や目標などの見直しを行い、計画の精度を高めることといたします。

今後とも、自らの判断と責任で積極的に行財政改革に取り組み、健全財政を保つ中で、魅力的で活力のある周南市の実現を目指してまいります。

市財政の現状

1 これまでの概要

(1) 「三位一体の改革」の影響

「三位一体の改革」による、平成16年度から平成18年度までの本市への影響額は、国庫補助負担金の一般財源化により12億7,085万円の減収、これを補う所得譲与税の増収が11億3,185万円、さらに平成16年度分の地方交付税の減収が13億3,814万円となり、総額で14億7,714万円の減収となりました。

こうした中、国では、地方交付税の基準財政需要額の算定項目に、平成19年度から「頑張る地方応援プログラム」が、平成20年度には地方財政対策として「地方再生対策費」が、それぞれ追加されました。

これにより、本市の基準財政需要額は、2ヵ年で8億9,444万円増加しましたが、一方で、基準財政需要額の全体の伸び率が低く抑えられるなど、厳しい状況が続いています。

歳入の根幹をなす市税収入は、平成20年の半ばまでの好景気を反映して、法人市民税が増加し、平成16年度の約252億円が、平成19年度決算では約294億円となり、この市税収入の増加に支えられる中で、安定した財政運営を行うことができました。

(2) 「財政健全化計画」及び「財政健全化に向けた今後の取組み」の検証

平成17年度から平成26年度を計画期間とする周南市まちづくり総合計画に掲げる事業の着実な進捗と、「三位一体の改革」による歳入の大幅な減少などの影響から、平成17年度から平成21年度までの5ヵ年間で、約37億円の財源不足が見込まれたことから、歳入に見合った歳出の財政運営を基本とする「周南市財政健全化計画」を、平成17年3月に策定し、財源不足の解消に努めました。

その後、平成18年度の中期財政見通しにおいて、平成19年度から平成23年度までの財源不足が約61億円と見込まれましたが、人件費の削減や事務事業の見直しなどの歳出削減と、新たな財源確保による歳入増加策を盛り込んだ「財政健全化に向けた今後の取組み」を策定し、健全化に取り組んだことや、市税収入の伸びに支えられて、今日まで、安定した財政運営を進めることができました。

第1次行政改革大綱による主な財政効果(第2次周南市行財政改革大綱より)

(単位：千円)

		H17年度	H18年度	H19年度	H20年度	計
歳入の確保	受益者負担の適正化			17,368		17,368
	市有財産の有効活用 (遊休市有地売払分)	246,217	159,543	75,564	28,325	509,649
	広告料収入の検討	12,738	13,626	16,685	40,989	84,038
歳出の削減	定員適正化の推進	478,953	398,163	474,544	718,437	2,070,097
	給与の適正化	21,000	3,000	174,000	259,000	409,000
	補助金等の見直し		20,257	31,406	67,543	119,206

第1次行政改革大綱による財政効果(4年間累計) 33億1,047万円

(3) 米国に端を発した世界同時不況の影響と国の経済対策の活用

米国のサブプライムローン問題に端を発した金融危機が、世界同時不況に拡大し、我が国においても、百年に一度とも言われる経済不況に見舞われました。

このため国においては、平成20年10月に、「安心実現のための緊急総合対策」約1.8兆円の経済対策を講じ、また、総額で約75兆円の「生活対策」及び「生活防衛のための緊急対策」の経済対策が進められました。

本市においても、市内企業の業績が悪化し、平成20年度の法人市民税が、当初予算見込から6億6,000万円の減額となり、また平成21年度当初予算においては、対前年当初予算比13億3,985万円減(28.6%減)となりました。

平成21年度当初予算は、国の経済対策を活用する中で、平成20年度3月補正予算で決定された「地域活性化・生活対策臨時交付金」を活用して、事業の前倒しなどを行ったことや、法人市民税の減少や地域雇用創出推進費などの要因から、地方交付税と臨時財政対策債の総額が、前年当初予算と比べ、15億900万円増(29.2%増)と見込まれたことから、財政調整基金を取り崩すことなく、編成することができました。

しかしながら、当初予算編成後に、企業業績の悪化が、一層、顕著になったことや、国の平成21年度補正予算総額、約14兆7,000億円の経済危機対策の関連事業への財源確保、さらには、7月に発生した豪雨災害への対応など、財政調整基金の取り崩しが必要となり、大変厳しい財政運営を強いられています。

2 歳入の推移

(1) 市税収入の推移

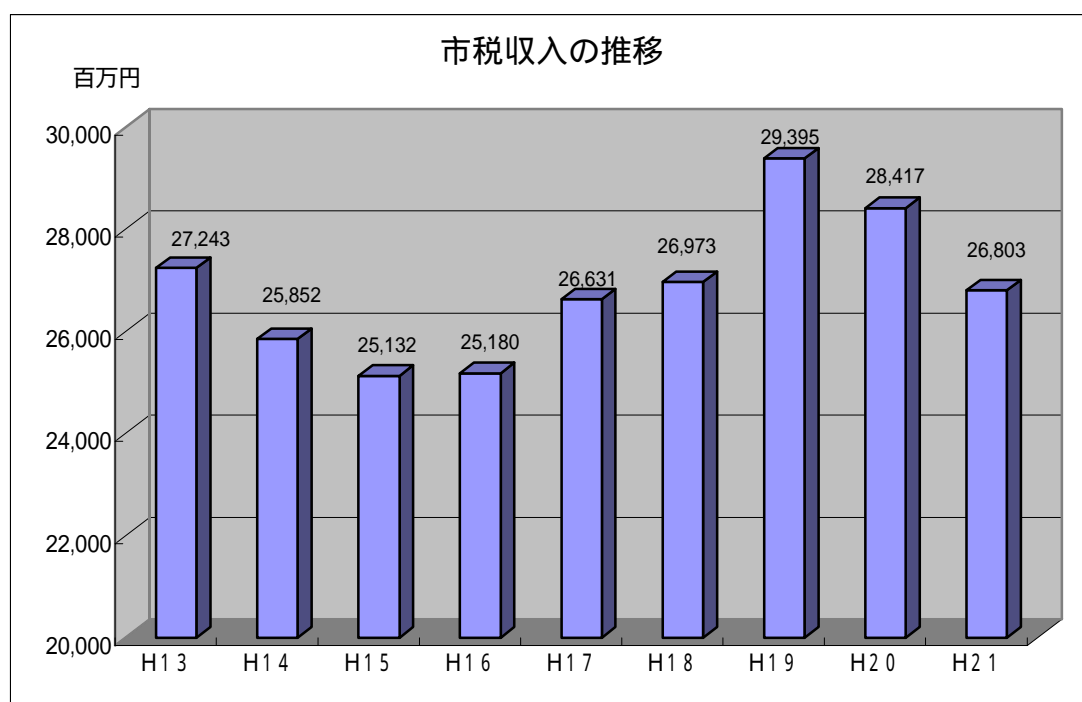
本市の歳入の根幹をなす市税収入は、個人市民税、法人市民税及び固定資産税で約90%を占めています。

本市の特徴は、コンビナートを形成する大企業の業績により、法人市民税と固定資産税(償却資産)が年度間で大きく変動することが挙げられます。

また、最近の動向として、土地の下落等により固定資産税が減少しています。

下図のように、合併時においては約251億円であった市税収入は、法人市民税の増(次ページ参照)に連動して増加し、平成19年度決算では約294億円となっています。

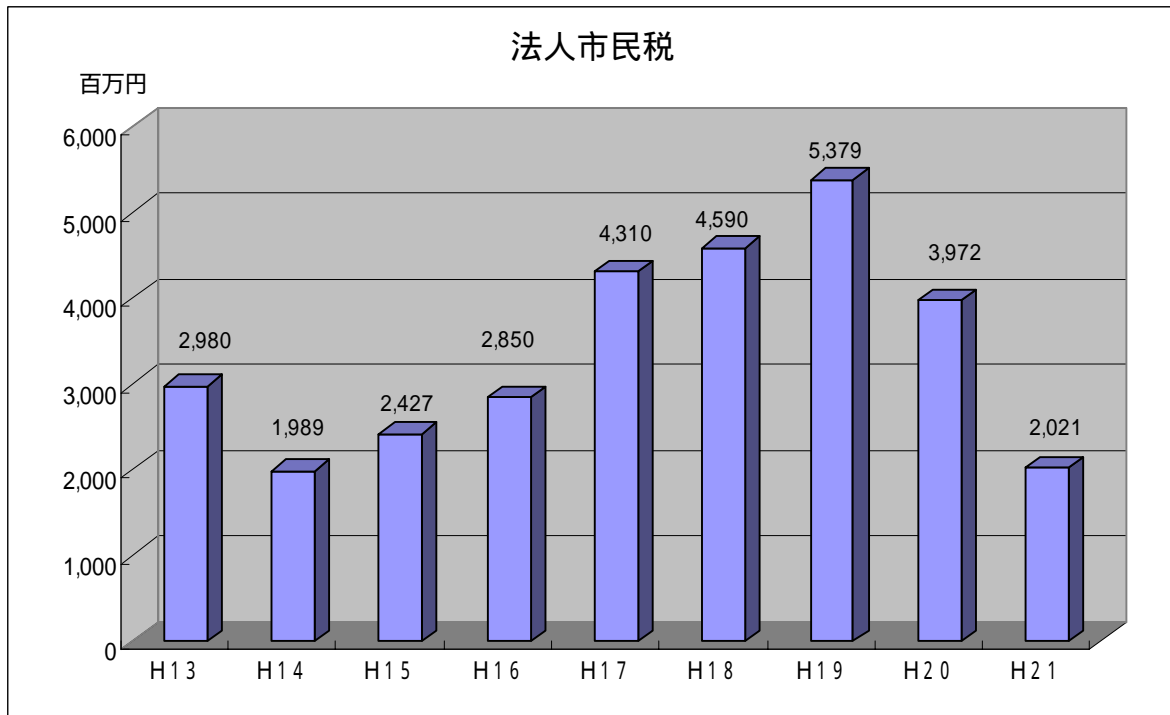
しかしながら、平成20年度、21年度においては、世界同時不況の影響から、企業業績が悪化し、法人市民税が大幅に落ち込んだことから、平成21年度の市税収入は平成17年度決算額の約268億円程度となることが予想されます。



(平成14年度までは2市2町の決算合計額、15年度以降は決算額、21年度は3月補正後の見込額)

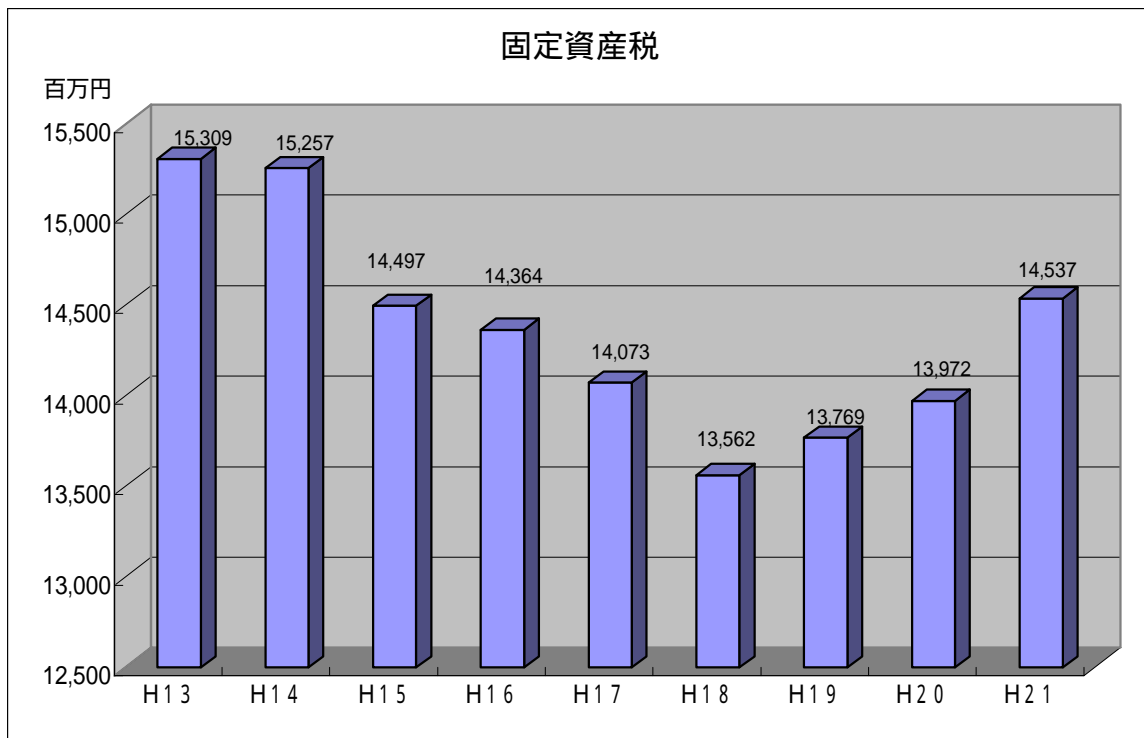
(平成19年度は、税制改正(所得税から市民税への税源移譲)により大幅増)

法人市民税の推移



(平成14年度までは2市2町の決算合計額、15年度以降は決算額、21年度は3月補正後の見込額)

固定資産税の推移



(平成14年度までは2市2町の決算合計額、15年度以降は決算額、21年度は3月補正後の見込額)

(2) 普通交付税及び臨時財政対策債の推移

普通交付税は、市税等の自主財源を補う重要な財源ですが、合併以降、年々減少し続けており、厳しい財政運営の一因となっています。

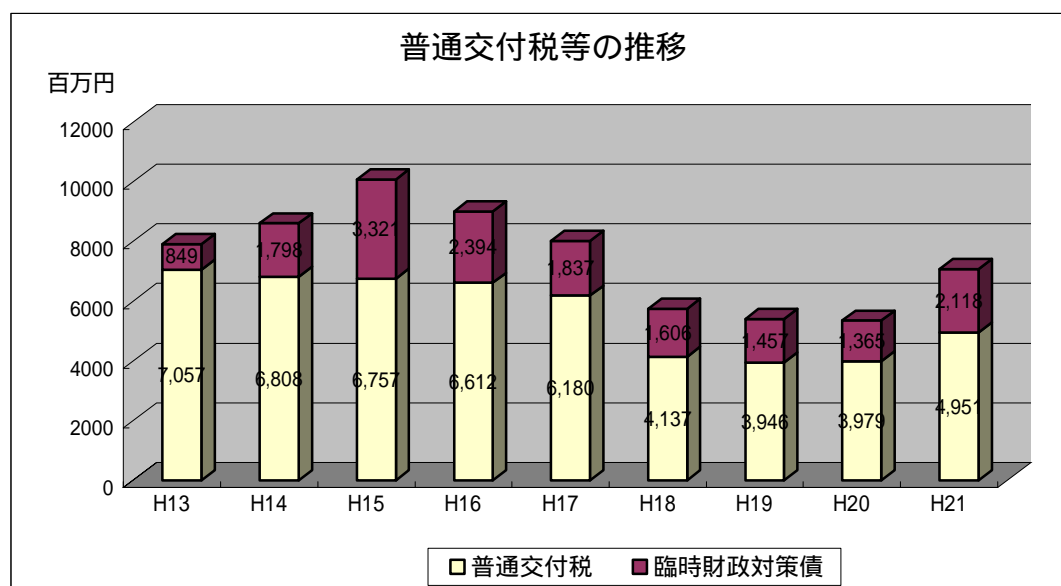
また、普通交付税の代替措置として平成13年度に創設された臨時財政対策債を加えた合計額では一旦、増加していますが、平成16年度以降は、「三位一体の改革」の影響で減少に転じています。平成19年度は、新型交付税の導入をはじめとする地方交付税改革の影響により、さらに減少しました。

平成21年度は、法人市民税の減収や、経済対策として地域雇用創出推進費が増額したため、約70億7千万円程度となる見込みです。

(単位 百万円)

年度	地方交付税				計	臨時財政対策債	合計 (普通交付税+ 臨時財政対策債)
	普通交付税		特別交付税				
		うち合併支援措置		うち合併支援措置			
H13	7,057		1,243		8,300	849	7,906
H14	6,808		1,757		8,565	1,798	8,606
H15	6,757		1,409	382	8,166	3,321	10,078
H16	6,612	260	1,268	229	7,880	2,394	9,006
H17	6,180	260	1,104	153	7,284	1,837	8,017
H18	4,137	260	1,016		5,153	1,606	5,743
H19	3,946	260	948		4,894	1,457	5,403
H20	3,979	260	998		4,977	1,365	5,344
H21	4,951		800		5,751	2,118	7,069

(平成21年度の特別交付税は当初予算額)



(3) 主な一般財源の推移(市税 + 地方交付税 + 各譲与税交付金 + 臨時財政対策債等)

毎年、経常的に入ってくる一般財源全体では、下図のように合併した平成15年度までは400億円を超えていましたが、その後は減少傾向となり、平成18年度と平成19年度は380億円台後半で、平成20年度は370億円台後半まで落ち込んでいます。

市税と普通交付税の関係は、市税が増えれば、その75%は普通交付税が減少するしくみとなっていますが、市税の伸びよりも普通交付税の減少が著しく、今後、一般財源の大幅な伸びは期待できません。

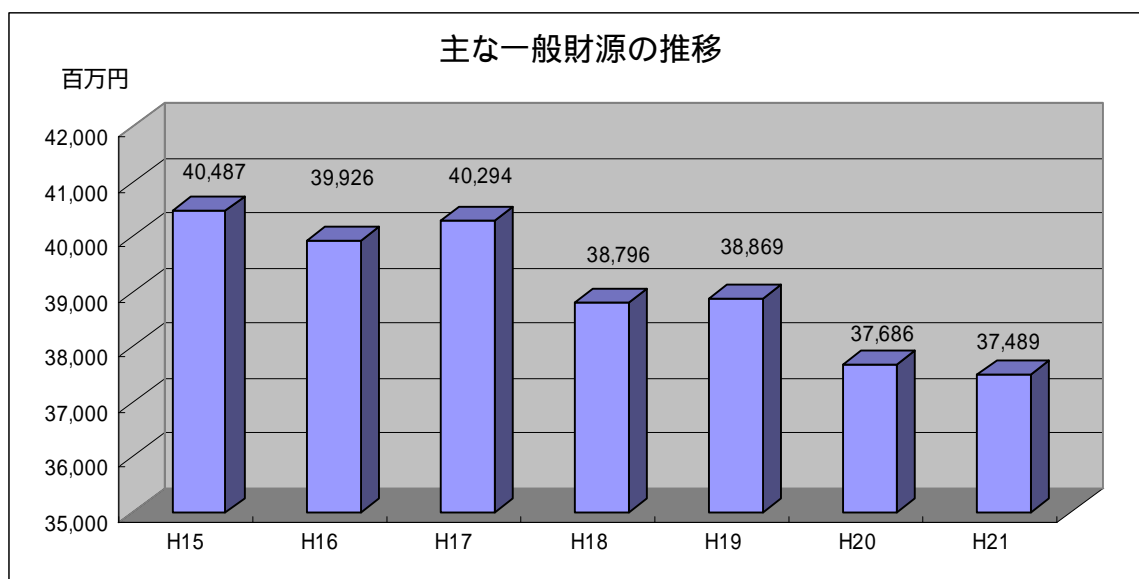
周南市の財政規模は、一般財源ベースでは、390億円前後が続くと予想されることから、今後は、さらなる「歳入に見合った歳出」を基本理念とした財政運営が、強く求められます。

(単位：百万円)

	H15	H16	H17	H18	H19	H20	H21
市税	25,132	25,180	26,631	26,973	29,395	28,417	26,803
各譲与税・交付金	3,618	4,168	4,259	4,797	3,123	2,927	2,817
地方交付税	8,167	7,881	7,285	5,153	4,894	4,977	5,751
臨時財政対策債	3,321	2,394	1,837	1,606	1,457	1,365	2,118
減税補てん債	249	303	282	267	0	0	0
計	40,487	39,926	40,294	38,796	38,869	37,686	37,489

(平成21年度は3月補正後の見込額)

各譲与税交付金：地方譲与税、利子割交付金、配当割交付金、株式等譲渡所得割交付金、地方消費税交付金、ゴルフ場利用税交付金、自動車取得税交付金、地方特例交付金、交通安全対策特別交付金、(H17まで特別地方消費税交付金)



3 歳出の状況

(1) 義務的経費・投資的経費の推移

本市の歳出の規模は、合併した平成15年度と16年度の2か年は、600億円を超えていましたが、平成17年度以降は570億円で逡減傾向にあります。

そのうち、人件費・扶助費・公債費の義務的経費については、平成15年度と平成20年度を比較すると、約17億7,500万円減少しています。人件費は、退職手当の増減による影響がありますが、職員給だけでみると、下図のように減少し続け、人件費の削減効果は大きいものとなっています。

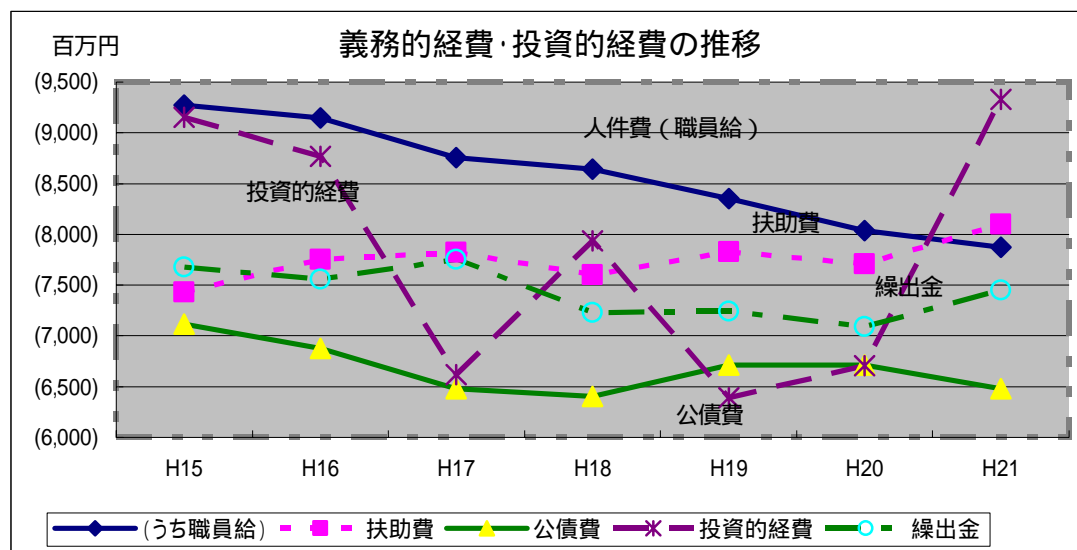
また、義務的経費に準ずる繰出金は、特別会計の公債費の減少があるものの、介護保険や国民健康保険など社会保障に関連する繰出金の増加等により、ほぼ横ばいで推移しています。

投資的経費は、一般財源の減少により、合併時に比べて大きく減少していますが、平成21年度は国の経済対策を活用し、事業の前倒しを行ったため、大きな伸びとなっています。

(単位：百万円)

	H15	H16	H17	H18	H19	H20	H21
義務的経費	28,392	28,133	26,798	26,664	27,844	26,617	26,894
人件費	13,846	13,500	12,500	12,662	13,304	12,196	12,319
(うち職員給)	(9,276)	(9,150)	(8,758)	(8,644)	(8,354)	(8,040)	(7,871)
扶助費	7,429	7,756	7,820	7,599	7,826	7,707	8,098
公債費	7,117	6,877	6,478	6,403	6,714	6,714	6,477
繰出金	7,676	7,557	7,751	7,228	7,240	7,093	7,452
投資的経費	9,151	8,768	6,621	7,935	6,389	6,704	9,331
歳出合計	62,277	60,572	57,717	57,316	57,096	56,726	66,301

(借換債を含まない、H21は決算見込額)



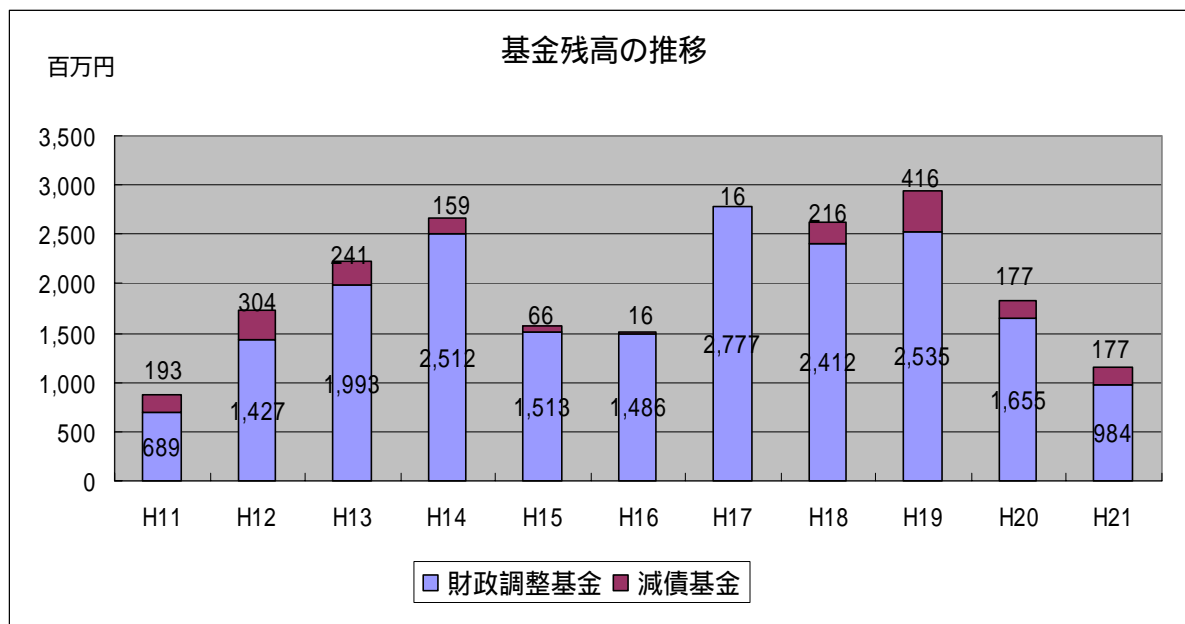
4 基金残高の推移

(1) 財政調整基金及び減債基金

本市の基金のうち、一般財源の調整のために取り崩しができる基金は、財政調整基金と減債基金があります。下図のとおり財政調整基金は、平成17年度以降毎年、25億円程度で推移していましたが、平成20年度は、世界同時不況による急速な企業業績の悪化等の影響から、法人市民税等の歳入が落ち込んだため、3月末現在の基金残高は、16億5千500万円となっています。

さらに、平成21年度当初予算編成後、一層の企業業績の悪化が顕著になったことや、国の平成21年度補正予算総額、約14兆7,000億円の経済危機対策の関連事業への財源確保、7月に発生した豪雨災害への対応など、財政調整基金の取り崩しが必要となり、平成21年度末の基金残高は、10億円を下回る見込みです。

また、減債基金は平成19年度末に4億1千600万円の残高でしたが、給食センター整備事業の事業変更により、平成20年度に合併特例債約2億4千万円を繰上償還したため、3月末の起債残高は1億7千657万円となりました。



(平成14年度までは2市2町の決算合計額、平成21年度は3月補正後の見込額)

災害などへの対応や今後増加する合併特例債の償還、また、国の合併支援措置の終了に伴い、平成26年度からの普通交付税の段階的縮減(17ページの「国の合併支援措置の終了」を参照)を考慮し、基金積立額の増嵩を図ることが、本市の喫緊の課題となっています。

5 市債の状況

(1) 市債残高の推移

市債の残高は、ここ数年約600億円で横ばい状態ですが、国の政策によって起債を起こしているもの(臨時財政対策債・減税補てん債・臨時税収補てん債)や合併特例債を除くと、通常債は年々減少しています。

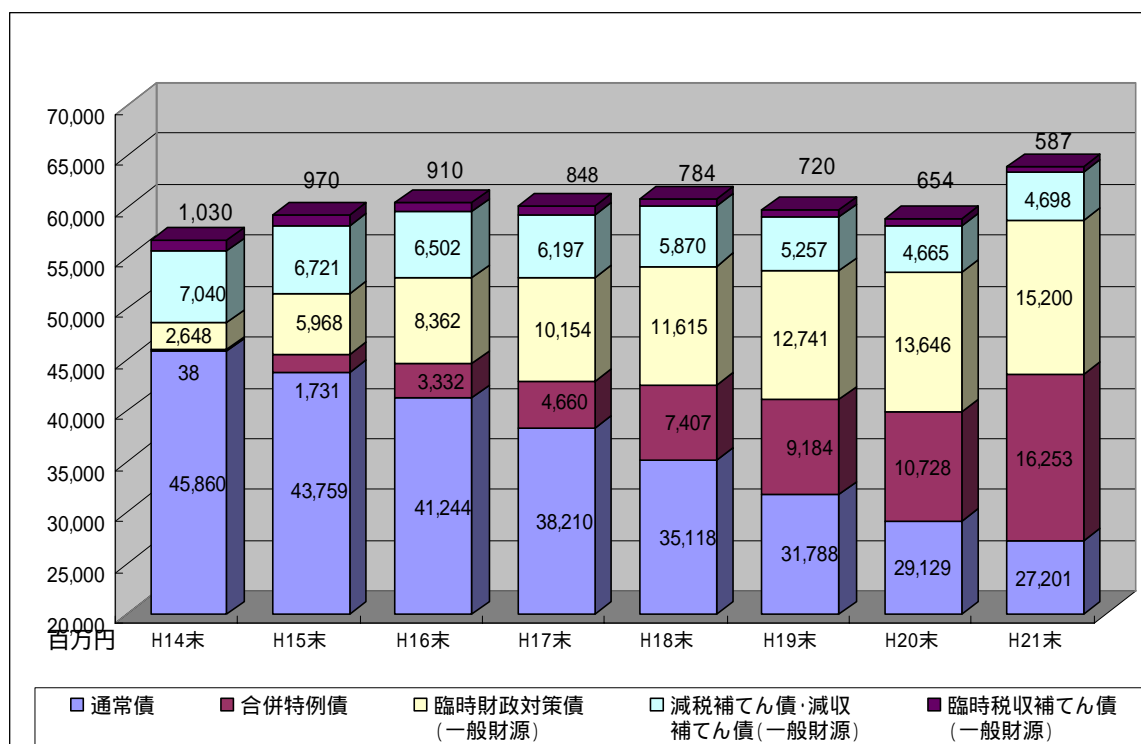
一般財源となる臨時財政対策債などは、国が本来、交付税などで交付すべきものを、地方に一旦起債で財源措置し、後年度、100%交付税算入するしくみとなっています。

平成21年度の見込みでは、約640億円としていますが、今後も、合併特例債を活用した大規模事業の実施に伴い、市債残高が増加していくと推測されます。

(単位：百万円)

	H14末	H15末	H16末	H17末	H18末	H19末	H20末	H21末
通常債	45,860	43,759	41,244	38,210	35,118	31,788	29,129	27,201
合併特例債	38	1,731	3,332	4,660	7,407	9,184	10,728	16,253
臨時財政対策債 (一般財源)	2,648	5,968	8,362	10,154	11,615	12,741	13,646	15,200
減税補てん債・減収 補てん債(一般財源)	7,040	6,721	6,502	6,197	5,870	5,257	4,665	4,698
臨時税収補てん債 (一般財源)	1,030	970	910	848	784	720	654	587
計	56,616	59,149	60,350	60,069	60,794	59,690	58,822	63,939

(平成21年度は3月補正後の見込額)



(2) 公債費の推移

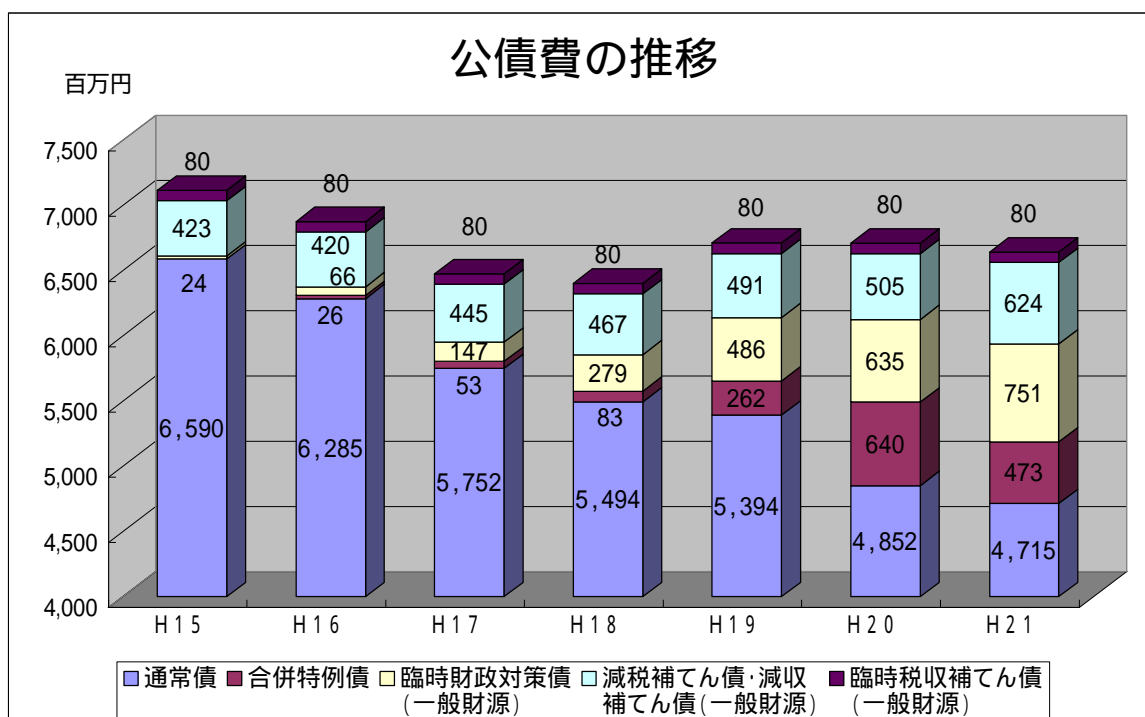
公債費については、合併以後、減少傾向にありましたが、平成19年度においては増加に転じています。これは、臨時財政対策債の元金償還が増加していることと、合併特例債の償還が増加していることによるものです。

ただし、臨時財政対策債は100%交付税算入、合併特例債は70%交付税算入となっているため、それらを考慮した一般財源ベースでは、まだ減少傾向にあります。

しかし、今後、計画されている大規模事業を実施すれば、起債の借入額が増えるため、元金償還の開始に伴い、公債費は増嵩する見込みです。

	H 1 5	H 1 6	H 1 7	H 1 8	H 1 9	H 2 0	H 2 1
通常債	6,590	6,285	5,752	5,494	5,394	4,852	4,715
合併特例債		26	53	83	262	640	473
臨時財政対策債 (一般財源)	24	66	147	279	486	635	751
減税補てん債・減収 補てん債(一般財源)	423	420	445	467	491	505	624
臨時税収補てん債 (一般財源)	80	80	80	80	80	80	80
計	7,117	6,877	6,477	6,403	6,713	6,712	6,643

(平成21年度は3月補正後の見込額)



6 地方財政健全化法による健全化判断比率

(1) 健全化判断比率4指標の概要

地方自治体の財政状況が厳しさを増す中で、早期の財政健全化を促すために、平成19年6月、「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」が公布され、平成21年4月1日から完全に施行されました。

その中で、健全化の判断基準として「実質赤字比率」、「連結実質赤字比率」、「実質公債費比率」及び「将来負担比率」の4つの指標が示され、財政状況の悪化に伴い財政健全化計画を策定し、自主的に改善を行う早期健全化基準と、更に悪化した場合に国の管理下で財政再生計画を策定し、再建を行う財政再生基準が定められています。

(2) 本市の状況(平成20年度決算)

実質赤字比率 [早期健全化基準11.55% 財政再生基準20% ~本市は黒字]

実質赤字比率は、一般会計等における歳入歳出収支の実質赤字の状況を表すもので、本市の基準は、赤字額が42億4,027万円を超えると早期健全化段階に、73億2,977万円を超えると財政再生段階の対象となります。

本市の平成20年度決算は、実質収支が15億5,758万円、4.25%の黒字決算となっていますが、経済不況の影響から法人市民税が落ち込み、財政調整基金の取り崩しなどを行った結果、実質単年度収支は、6億7,035万円の赤字となりました。

今後、この実質単年度収支が黒字となるような財政運営が求められます。

一般会計等の内訳

(単位:千円)

会計名	H19実質収支	H20実質収支
一般会計	1,354,980	1,553,848
特別会計		
住宅新築資金等貸付事業特別会計	0	3,190
同和福祉援護資金貸付事業特別会計	1,719	541
公共用地先行取得事業特別会計	0	0
徳山第6号埋立地清算事業特別会計	0	0
計	1,356,699	1,557,579
標準財政規模	36,198,009	36,648,833
実質赤字比率(%)	3.74	4.25

実質収支の合計が黒字

周南市は「該当なし」

連結実質赤字比率 [早期健全化基準16.55% 財政再生基準40% ~本市は黒字]

連結実質赤字比率は、本市の全会計(一般会計、特別会計17会計、企業会計3会計)の実質赤字の状況を表すもので、本市の基準は、赤字額が60億6,538万円を超えると早期健全化段階に、146億5,953万円を超えると財政再生段階の対象となります。

本市の平成20年度決算は、実質収支が59億6,160万円、16.26%の黒字決算となっていますが、地方卸売市場事業特別会計が実質赤字となっており、今後、収支の改善が強く求められます。

一般会計等

		(単位:千円)	
会 計 名		H19実質収支	H20実質収支
一般会計		1,354,980	1,553,848
特別会計	住宅新築資金等貸付事業特別会計	0	3,190
	同和福祉援護資金貸付事業特別会計	1,719	541
	公共用地先行取得事業特別会計	0	0
	徳山第6号埋立地清算事業特別会計	0	0
小計		1,356,699	1,557,579

一般会計等以外の特別会計のうち、公営企業会計に係る特別会計以外の会計

会 計 名		H19実質収支	H20実質収支
国民健康保険特別会計		123,485	365,344
国民健康保険鹿野診療所特別会計		0	0
老人保健特別会計		85,247	13,463
後期高齢者医療特別会計			34,473
介護保険特別会計		269,504	310,045
競艇事業特別会計		45,409	650,035
交通災害共済事業特別会計		75,792	76,308
駐車場事業特別会計		19,227	12,008
小計		448,170	1,461,676

公営企業会計(法適用企業)

会 計 名		H19資金収支・剰余	H20資金収支・剰余
水道事業会計		1,455,398	1,504,274
病院事業会計		1,438,055	1,445,249
介護老人保健施設事業会計		9,053	145
小計		2,884,400	2,949,668

公営企業会計(法非適用企業)

会 計 名		H19資金収支・剰余	H20資金収支・剰余
簡易水道事業特別会計		3,860	3,292
地方卸売市場事業特別会計		36,391	11,279
国民宿舎特別会計		361	667
下水道事業特別会計		0	
農業集落排水事業特別会計		0	
漁業集落排水事業特別会計		0	
小計		32,170	7,320

合 計	4,657,099	5,961,603
標準財政規模	36,648,833	36,198,010
連結実質赤字比率(%)	16.26	12.86

全会計の合計が黒字

周南市は「該当なし」

実質公債費比率 [早期健全化基準25% 財政再生基準35% ~本市は12.4%]
 実質公債費比率は、一般会計が負担する借入金の元利償還金と将来負担することが決まっている支出金(債務負担行為額)、特別会計・企業会計や一部事務組合の借入金の償還金に対する一般会計負担額の合計額の標準財政規模に対する比率、つまり、市の全会計と一部事務組合を通じたその年度における借入金等の一般会計が負担する程度を表すものです。

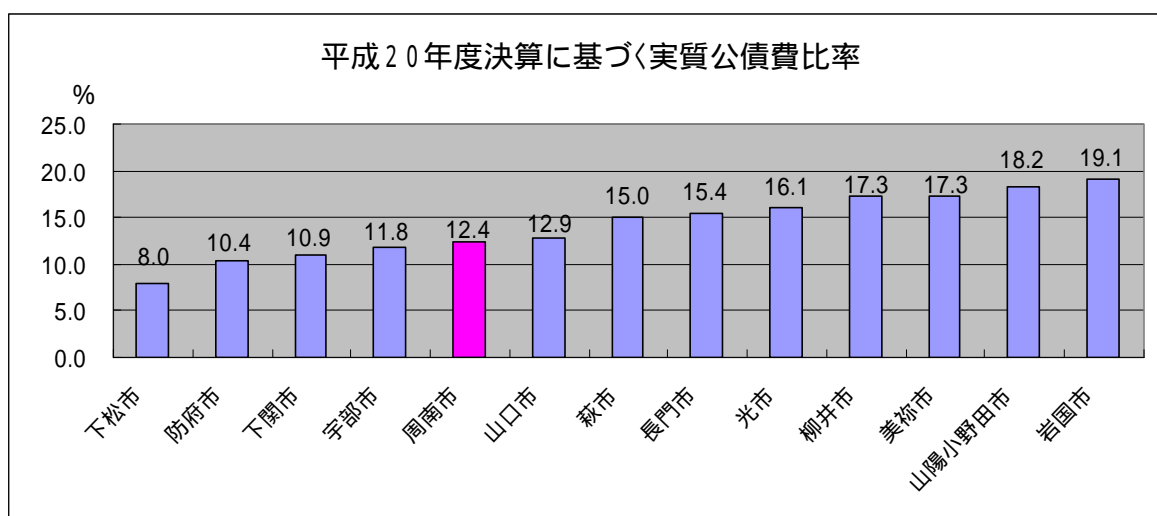
この指標の特徴は、これまで対象とされていなかった、公営企業債の元利償還金に対する繰出金や一部事務組合が起こした地方債の元利償還金に対する負担金、また債務負担行為に基づく支出のうち公債費に準ずるものなどを準元利償還金として、公債費に含める取り扱いとなったことです。

本市の平成20年度決算における実質公債費比率は12.4%であり、健全な状況にあるといえますが、元利償還金額の規模が大きい一方で、標準財政規模も大きいことから、数値的には問題はありませんが、将来の償還金による財政負担を考慮しながら、計画的な借入れを行うことが強く求められます。

実質公債費比率の推移

18年度	19年度	20年度	3ヶ年平均
12.7%	12.3%	12.1%	12.4%

《県内13市の状況》



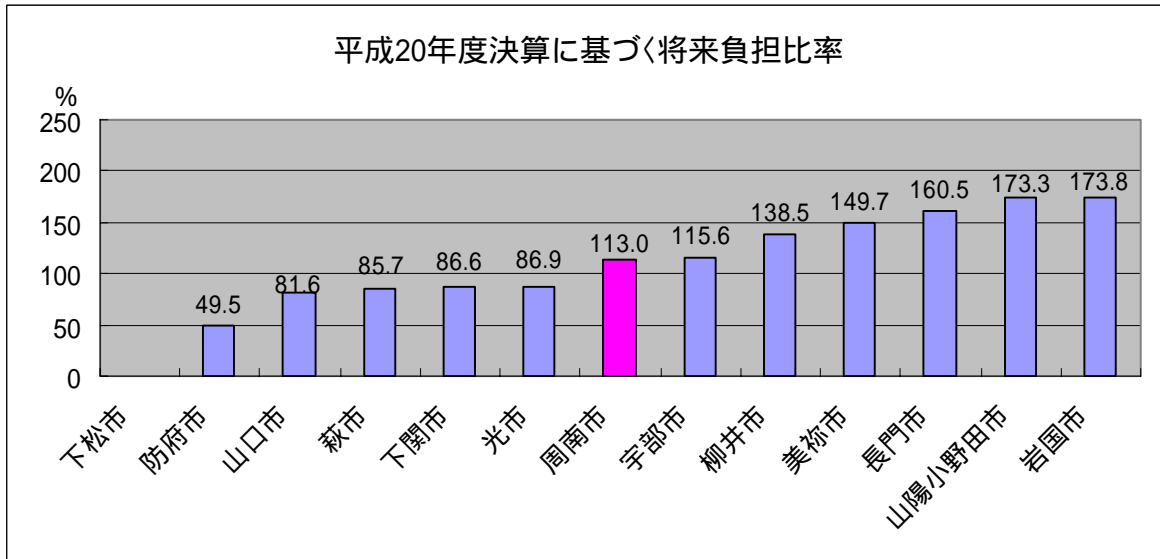
将来負担比率 [早期健全化基準35.0% 財政再生基準 設定なし ~本市は113.0%]

将来負担比率は、一般会計が将来負担すべき実質的な負債の標準財政規模に対する比率で、一般会計の借入金残高、将来負担することが決まっている支出予定額と合わせ、特別会計・企業会計や一部事務組合の借入金残高のうち一般会計の負担額、さらに第三セクター等に伴う一般会計の負担予定額が対象となります。

本市の平成20年度決算における将来負担比率は113.0%であり、早期健全化基準を大きく下回っており、健全な状況といえますが、一般会計や公営企業会計(特に下水道事業特別会計、病院事業会計、地方卸売市場事業会計、農業集落排水事業

会計)の地方債残高の占める割合が高くなっていることや、基金残高が少ないことなどの問題があることから、人件費の削減も含め、拡大した歳出の見直しが求められます。

〈県内13市の状況〉



(3) 公営企業の経営の健全化指標(平成20年度決算)

資金不足比率の概要 [経営健全化基準20%]

地方財政健全化法の中で、公営企業の経営の健全化を判断する基準として、資金不足比率が示され、経営状況の悪化に伴い、経営健全化計画を策定し、経営改善を行う経営健全化基準が定められました。

この資金不足比率は、一般会計等の実質赤字にあたる公営企業の資金不足額の事業規模に対する比率で表すものです。資金不足比率が20%を超える場合は、経営健全化計画の策定が義務付けられます。

各公営企業会計における資金不足比率

各公営企業の平成20年度決算での資金不足比率の状況は、対象となる公営企業会計全9会計のうち、資金不足が生じた会計は、地方卸売市場事業会計となりました。

地方卸売市場事業会計においては、資金不足比率が10.9%で、経営健全化基準の20%を下回っています。この資金不足は、全使用料の半分近くを占める卸売業者の使用料が未納となったことに起因するもので、この未納が解消されれば、資金不足比率は解消されます。

しかしながら、指標が改善されたとしても、引き続き厳しい経営状態は続く予想さ

れることから、卸売業者の経営指導を行っていくとともに、特別会計自体の経営健全化を進める必要があります。

〈各公営企業会計に係る資金不足額等〉

法適用企業

特別会計名	流動負債	流動資産	解消可能資金不足額	資金不足額・剰余額	営業収益 (事業規模)	資金不足比率	
						H19	H20
水道事業会計	724,190	2,228,464	0	1,504,274	3,108,402	-	-
病院事業会計	88,617	1,533,866	0	1,445,249	2,388,213	-	-
介護老人保健施設事業会計	75,432	75,577	0	145	279,596	3.2	-

法非適用企業

特別会計名	歳出額	歳入額	解消可能資金不足額	資金不足額・剰余額	営業収益 (事業規模)	資金不足比率	
						H19	H20
簡易水道事業特別会計	374,487	377,779	0	3,292	148,646	-	-
地方卸売市場事業特別会計	651,747	618,597	21,871	11,279	102,842	74.3	10.9
国民宿舎特別会計	128,030	128,697	0	667	109,381	-	-
下水道事業特別会計	10,859,055	10,859,055	0	0	2,875,487	-	-
農業集落排水事業特別会計	308,241	308,241	0	0	71,396	-	-
漁業集落排水事業特別会計	14,186	14,186	0	0	4,753	-	-

〈県内の状況〉

特別会計名	各市の状況			
	市名	H19	H20	増減
港湾特別会計	下関市	17.1%	13.2%	3.9%
公共下水道事業特別会計	防府市	4.4%		4.4%
	柳井市	99.4%		99.4%
市場事業特別会計	岩国市	1746.7%	1492.8%	253.9%
観光事業特別会計	美祢市	214.2%	169.5%	44.7%
介護老人保健施設事業会計	周南市	3.2%		3.2%
地方卸売市場事業特別会計	周南市	74.3%	10.9%	63.4%
病院事業会計	山陽小野田市	10.4%		10.4%

本市の財政運営における課題

1 国の合併支援措置の終了

(1) 合併算定替と一本算定との差額

旧合併特例法により、合併年度及びこれに続く10年間については、合併がなかったと仮定して毎年算定した普通交付税が全額保障され、その後5年間で増加額を段階的に縮減していくこととされています。

合併がなかったと仮定して毎年旧2市2町各々で算定した普通交付税額を合算したものを合併算定替数値と言い、一本算定数値とは、周南市一市として算定した交付税額を指します。

仮に交付税額が一本算定数値となった場合、平成21年度でみると年あたり約23億円の財源不足が生じることになります。

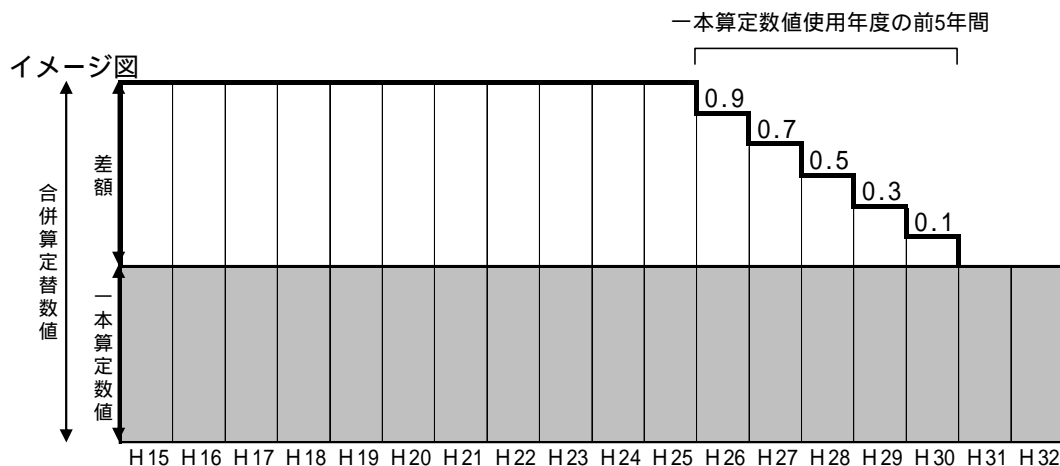
(単位 百万円)

年度	19年度	20年度	21年度
合併算定替	5,402	5,344	7,068
一本算定	3,180	3,029	4,755
差額	2,222	2,315	2,313

臨時財政対策債を含めて比較。

(2) 国の合併支援措置の終了(H26年度～)

前述のとおり、平成26年度～31年度の6年間は、合併算定替数値と一本算定数値の差額に一定割合を乗じて、普通交付税が段階的に縮減されていくこととなり、平成31年度からは合併支援措置が無くなります。



2 大規模事業による公債費の増嵩

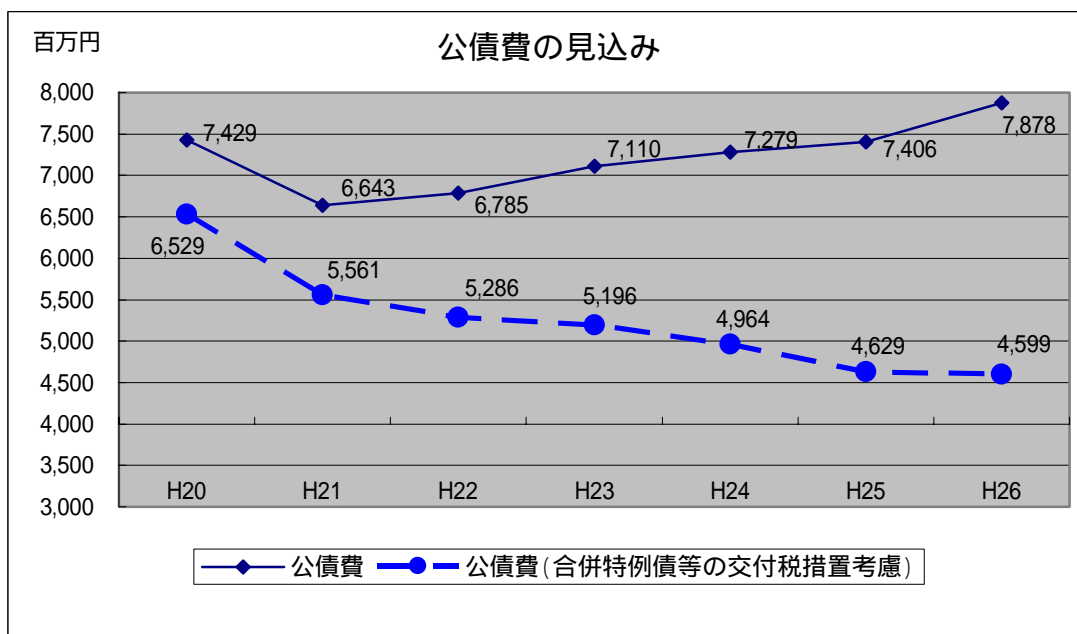
公債費については、合併以降、逡減傾向にありましたが、平成19年度において、臨時財政対策債と合併特例債の元金償還により、増加に転じています。

また、今後は、まちづくり総合計画・後期基本計画に掲げる重点プロジェクト事業などの大規模事業が計画されており、合併特例債の適用期限が平成25年度までということからも、今後4年間で借入額が急増し、それらの元金償還が始まると、公債費はさらに増えていくと見込まれます。

ただし、公債費は増大しますが、臨時財政対策債や合併特例債については、元利償還に対する交付税措置があるため、実質的な市の負担額は、かなり軽減される見込みです。

しかし、合併支援措置の終了に伴い普通交付税額が激減すると、償還財源の確保が困難となるため、その対策として、一定額を減債基金へ積立てる必要があります。

また、国においては、徹底した人件費の削減等を内容とする財政健全化計画を策定し行財政改革を行う地方公共団体を対象に、平成19年度から3年間で5兆円規模の公的資金の繰上償還(補償金なし)を認める措置が講じられており、本市においても借換債を活用して公債費(利子)の軽減に努めています。



H22～26年度の毎年の借入額を、起債事業の概算額から借入額を想定し

臨時財政対策債はH22～24年度各々31.5億円、利率2.0%として一般財源ベースで算出

3 施設維持管理経費の増嵩

市域の広い本市は、文化会館や総合スポーツセンターなど大規模施設をはじめ、さまざまな福祉施設や教育施設などを有し、これらの施設を維持するための経費が財政を圧迫する要因のひとつになっています。

年数経過による機器等の故障や建物の劣化・災害等による維持補修費に加え、建築年次の古い建物に対する耐震化対策の経費、さらには建替・改修経費の増大への対応が喫緊の課題となっています。

また、合併時の新市建設計画に基づく、コアプラザ鹿野や、ゆめプラザ熊毛、熊毛図書館、消防北部出張所、リサイクルプラザ、学校給食センターなどの新たな施設の維持管理経費が確実に増嵩していきます。

今後は、市民サービスの維持に配慮しつつ、公共施設のより効率的で効果的な管理運営を行うことを目的として公共施設の統廃合に取り組む必要があります。

4 扶助費の増嵩

歳出総額に占める扶助費の割合は約14%で、年々増加傾向にあります。

今後、さらに進展する少子高齢化に対する次世代育成施策や医療制度改革、また障害者自立支援法の施行に伴う大幅な障害者福祉制度の変更に加えて、生活保護受給対象者も増加傾向にあるなど、福祉対策経費の増加要因も多く、後期高齢者医療特別会計や介護保険特別会計への繰出金も考慮すると扶助費の増嵩は、今後とも続くものと見込まれます。

《扶助費の推移》

(単位：百万円)

項目		H15	H16	H17	H18	H19	H20
扶助費	社会福祉費	871	936	922	758	586	622
	老人福祉費	268	247	273	117	113	105
	児童福祉費	794	899	967	1,341	1,386	1,319
	生活保護費	552	482	545	423	570	375
	その他	209	212	245	259	223	222
	小計	2,694	2,776	2,952	2,898	2,878	2,643
参考	国民健康保険特会への繰出金	669	583	956	843	985	1,187
	老人保健特会への繰出金	909	1,028	1,149	1,197	1,198	110
	後期高齢者医療特会への繰出金						369
	後期高齢者療養給付費負担金						1,099
	介護保険特会への繰出金	1,209	1,266	1,281	1,191	1,203	1,233
合計		5,481	5,653	6,338	6,129	6,264	6,641

(一般財源ベース)

今後の中期財政見通し

1 中期財政見通しの試算の前提条件

(1) 総括事項

試算方法

平成21年度当初予算を基本に、一般会計の一般財源ベースで試算し、単位は百万円としています。国は揮発油税などの暫定税率の廃止や地方交付税・一括交付金等の検討を行なっていますが、現時点では不確定のため、この見通しにおいては、現行制度(平成21年度)をベースに作成しています。

期 間 平成22年度から26年度までの5年間とします。

(2) 歳入

市 税

市民税の普通徴収は平成22年度を5%減、平成23年度以降増減なし、特別徴収は平成22年度を5%減、平成23年度以降徴減で見込み、法人市民税は平成22年度を前年度見込額の3.5%増、平成23年度以降を増で推計しています。

固定資産税(償却資産分を除く)は3年毎の評価替えを考慮し、償却資産は平成23年度以降減価率による減で見込んでいます。

軽自動車税は過去の実績を踏まえ微増傾向で見込んでいます。

都市計画税は3年毎の評価替えを考慮して見込んでいます。

地方譲与税・各交付金 平成21年度と、概ね増減なしで見込んでいます。

地方交付税(臨時財政対策債を含む)

普通交付税は市税等の歳入、個別算定(公債費を除く)、包括算定(人口・面積を基本とした新型交付税分)及び公債費別に算定しています。また、平成26年度からの合併支援措置の縮減を考慮しています。

特別交付税については、平成22年度以降9億円で見込んでいます。

臨時財政対策債は、平成24年度まで21億円で見込み、平成25年度以降は普通交付税として見込んでいます。

その他の歳入

使用料及び手数料、財産収入、繰越金及び諸収入は、平成21年度とほぼ同額で見込んでいます。

(3) 歳 出

人件費

定昇率については平成23年度までを1.11%、平成24年度以降は1.48%とし、給与改定なしで見込んでいます。

職員数については、定員適正化計画が平成22年度までのため、平成23年度以降退職者と同数を採用することで見込んでいます。

地域手当は1%、平成22年度以降の時間外勤務手当を平成21年度当初予算の割合を基に、給料の5.6%で見込んでいます。

扶助費

国の社会保障費予算等を考慮し、対前年度伸び率3%で見込んでいます。

公債費

借入実績及び借入見込みにより、推計しています。

物件費

平成21年度を基本に、主な個別増減を推計し見込んでいます。

維持補修費

平成22年度は事業前倒し分を考慮し、平成21年度の額から2,000万円減とし、平成23年度以降は平成22年度と同額で推計しています。

補助費等

平成21年度を基本に、主な個別増減を推計し見込んでいます。

積立金

職員退職手当基金に2億円、財政調整基金に5億円、減債基金に合併特例債償還額のうち普通交付税に算入されない額の1/2相当額を、また平成22年度と23年度には、地域振興基金に6,300万円の積立金を計上しています。

投資及び出資金

水道事業出資金を個別に推計し、その他は平成21年度同額を見込んでいます。

繰出金

特別会計への繰出金を個別に推計し、積み上げて見込んでいます。

実施計画事業必要財源

まちづくり総合計画・後期基本計画で予定される事業の概算事業費に、必要な一般財源想定額を計上しています。

2 中期財政見通しの試算表

(1) 平成22年度から平成26年度までの収支見通し

【一般会計：一般財源ベース】

(単位 百万円)

区 分		H22	H23	H24	H25	H26
		見込額	見込額	見込額	見込額	見込額
歳 入	1 市税	26,497	26,307	25,489	25,346	25,345
	2 地方譲与税・各交付金	2,679	2,673	2,667	2,661	2,655
	3 地方交付税(含む臨時財政対策債)	8,995	9,086	9,689	10,077	10,188
	4 繰入金	0	0	0	0	0
	5 その他	749	754	759	764	769
	合 計(A)	38,920	38,820	38,604	38,848	38,957
歳 出	1 人件費	10,971	10,913	10,554	10,517	10,357
	うち退職手当を除く人件費	(9,771)	(9,713)	(9,424)	(9,317)	(9,157)
	2 扶助費	2,871	2,957	3,046	3,137	3,231
	3 公債費	6,359	6,699	6,869	7,088	7,573
	4 物件費	5,501	6,024	5,672	5,699	5,755
	5 維持補修費	350	350	350	350	350
	6 補助費等	4,110	3,891	3,787	3,608	3,601
	7 積立金	893	950	1,015	1,016	1,095
	8 繰出金	6,365	6,436	6,532	6,659	6,571
	9 普通建設事業	727	727	727	727	727
	うち支弁人件費	(240)	(240)	(240)	(240)	(240)
	10 その他	278	275	262	262	251
	合 計(B)	38,425	39,222	38,814	39,063	39,511
実施計画事業充当可能財源(A)-(B)		495	402	210	215	554
H22以降の実施計画必要財源		1,182	1,350	1,650	1,600	1,500
財源調整必要額		687	1,752	1,860	1,815	2,054
H22～H26 財源調整必要額					8,168	

健全財政推進計画の基本方針

1 基本的な考え方

- (1) 「入るを量りて、出ずるを制する」の基本に立ち、持続可能な財政運営を実現するため、「歳入に見合った歳出の財政運営」を基本とします。
- (2) 周南再生に向けた戦略に基づき、優先施策の重点化を図るとともに、「強い周南」の実現に向けて、まちづくり総合計画・後期基本計画に掲げる事業の着実な進捗を図るため、財政の健全化を推進します。
- (3) 安易な前例踏襲主義を廃し、過去の因習を断ち、新たな発想と勇断のもと、歳入・歳出全般にわたる抜本的な見直しを全庁的に行い、自己決定・自己責任が求められる分権型社会の中で、魅力的で活力のある周南市を目指し、足腰の強い行財政基盤の確立に財政面から取り組みます。

2 計画期間

平成 22 年度から平成 26 年度までの 5 年間とします。

3 基本目標

- (1) 周南市の都市規模に見合った行財政運営
- (2) 周南再生に向けた戦略的事業を優先する中での投資的経費の確保
- (3) 経常経費の徹底した削減(一般会計、特別会計等を含む)
- (4) 財源の捻出にあたっては、その必要額の 60%以上を内部管理経費等で捻出

4 数値目標

- (1) 実質公債費比率 12.9%(3ヶ年平均)
- (2) 将来負担比率 120.0%
- (3) 財政調整基金等の年度末基金残高 25億円以上
- (4) 年度末起債残高(合併特例債及び臨時財政対策債を含む) 850億円以下
- (5) 年度末起債残高(合併特例債及び臨時財政対策債を除く) 250億円以下

健全財政堅持のための取組み

1 歳入の確保

(1) 市税収入の確保

平成18年度に実施された国からの税源移譲により、市税の徴収率の向上がこれまで以上に重要になっていることや、税負担の公平性の確保・納税秩序の維持からも、徴収率の向上対策の整備を図り、滞納繰越額を圧縮し、自主財源の確保に努めます。

市税徴収率の向上

市税・国保料納付ご案内センターの活用や、口座振替制度の加入促進、インターネット公売、県併任徴収制度を活用し、滞納処分の強化等を行い徴収率の向上に努めます。

市税財源の充実

公平性の観点から熊毛都市計画区域に、都市計画税を導入します。

宿泊以外の温泉利用者に対して、入湯税の見直しを検討します。

(2) 国民健康保険料等の徴収率の向上と料率の見直し

国民健康保険料の徴収率の向上

口座振替制度の加入促進や市税・国保料納付ご案内センターの活用、滞納処分の強化等を行い徴収率の向上に努めます。

国民健康保険料の料率の見直し

基本的に、医療費の動向等を勘案しつつ、毎年度、見直しを行います。

(3) 介護保険料の徴収率の向上と後期高齢者医療保険料の確保

介護保険料や後期高齢者医療保険料の徴収率の向上に努めます。

(4) 使用料・手数料等の受益者負担と債権の適正管理等

使用料・手数料等の受益者負担の適正化

公の施設の使用料は、使用料改定(冷暖房料を含む)から3年経過毎のコストの再計算を行い、見直します(動物園入園料、回天記念館入館料及び文化会館使用料を含む)。

市営住宅の駐車場は、可能な住宅から順次整備し、駐車場使用料を徴収します。

ごみ処理手数料、粗大ごみ処理手数料、し尿処理手数料等の手数料の見直しを行います。

幼稚園保育料、児童クラブ保護者負担金、学校給食費等の見直しを検討します。

公共下水道や農業集落排水等の使用料の見直しと収納率の向上

平成23年4月の企業会計移行に向け、下水道財政の健全化を進め、基盤の強化と計画的な事業経営に取り組む中で、使用料の段階的な見直しを行います。

財源確保と負担の公平のため、滞納処分の強化等を行うことにより徴収率の向上に努めます。

簡易水道の使用料の見直しと徴収率の向上

簡易水道財政の健全化を図り、経営基盤の強化と計画的な事業経営に取り組む中で、使用料の段階的な見直しを行います。

財源確保と負担の公平のため、滞納処分の強化等を行うことにより徴収率の向上に努めます。

債権(使用料等)の適正管理

債権の管理の実態を調査し、市が保有する債権の仕分けを行い、債権管理条例の制定を検討するなど、債権の適正な管理と回収等を強化します。

市営住宅使用料、保育所保護者負担金、学校給食費収入、住宅新築資金等貸付金、同和福祉援護資金貸付金、地方卸売市場使用料等の滞納整理を強化し、滞納債権額の圧縮を行います。

未利用資産の有効活用

市が保有している土地、建物等の的確な把握を行い、未利用地等の売却や貸付等を行い、資産の有効活用を図ります。

地球温暖化防止の観点からも、職員駐車場の有料化を検討します。

公共施設に設置されている自動販売機を調査し、行政財産の目的外使用料及び電気料に加え、販売額に応じた収入の確保を検討します。

新たな財源等の確保

ネーミングライツや有料広告料収入の積極的な確保を行います。

家庭系ごみ処理手数料(ごみ袋の有料化)を導入します。

動物園入園者の増加に比例した収入の増加策やスポンサー制度等を検討し、

収入の確保を行ないます。

「ふるさと納税」制度の活用による寄附金収入の確保に努めます。

(5) 事業実施のための財源確保

事業実施のための財源確保

事業の実施にあたっては、国・県等の補助制度を精査し、積極的に活用することにより、財源の確保に努めます。

財政調整基金及び減債基金の充実に努めます。

地域の振興等を進めるため、地域振興基金の計画的な積立てを行います。

2 歳出の抑制等

(1) 歳出の抑制

歳出の抑制、見直しにあたっては、人件費や内部管理経費の削減額が、財源不足見込み額の60%以上となるよう、削減目標額を定め、次の8項目を柱に検討実施します。

職員定数の適正化と職員給与等の見直し

公共施設の廃止や統合の実施

民間活力の積極的な導入

行政評価システムを活用した事務事業の再構築

投資的事業の選択と実施

外郭団体・第三セクター等の健全化

特別会計の経営健全化

企業会計の経営健全化

なお、見直しにあたっては、現下の経済不況による市民生活への影響や、国等が実施する経済対策の動向等を念頭に置きつつ、事務事業の廃止や見直しによる市民生活への影響、代替措置等を十分検討した上で、実施するものとします。

(2) 職員定数の適正化と職員給与等の見直し

平成22年度までの定員適正化計画の見直しを行い、平成26年度までの削減目標を新たに定め、職員給与費の削減を図ります。

時間差勤務制度を導入することにより、効果的・効率的な業務執行体制を構築し、時間外勤務を抑制します。

再任用職員、嘱託職員及び臨時職員は、その役割と必要性を精査し、適正な配置を行います。

(3) 公共施設の廃止や統合の実施

平成18年9月に策定した「公共施設見直し指針」に基づき、各担当所管課で実施計画を策定し、公共施設の統合整備を行います。

平成19年3月に答申された「学校再配置計画(案)」を尊重し、地域関係者、保護者等の意見を聞きながら、小中学校の再配置を実施します。

幼稚園や保育園は、施設の整備を含めた検討を行い、幼保一体化を進めます。

公共施設マネジメントの手法を確立し、施設運営の効率化や余剰スペースの貸付により、経費削減・収入増加を図ります。

(4) 民間活力の積極的な導入

簡素で効率的な行政運営を行う観点から、平成17年10月策定の「外部委託推進ガイドライン」に沿って、事務事業の外部委託を実施します。

公の施設の管理運営については、指定管理者制度の活用を図り、管理代行を進めるとともに、既に、指定管理者制度を導入した公の施設において、効率性や効果・成果が認められない場合は、直営化を含め再検討し、見直しを行います。

NPO、ボランティア、地域住民等との市民協働を進めます。

(5) 行政評価システムを活用した事務事業の再構築

行政評価システムを活用し、事務事業について数値目標を設定するとともに、必要性、有効性、達成度、効率性の視点から評価、検証を行い、施策優先度の高い事業の選別や、優先度の低いもの或いは、効果の小さいものは見直しを行います。

公開の場で事業の必要性や実施主体が適切かなど、担当職員と外部の評価者が議論して仕分けを行う「周南市版事業仕分け」を実施します。

補助金等については、引き続き、補助金等交付基準に基づく見直しを行うとともに、サンセット方式の採用や事業費補助を原則とし、補助金の交付が長期化、固定化することを避け、費用対効果が低くなったもの、役割が終了したものは、個別に見直すこととします。

国や県の制度の上乗せ補助金及び市単独の補助金は、縮小、廃止をにらんだ見直しを行います。

扶助費については、現行制度で、所得制限、単価、対象者など国や県の制度に上乗せして実施しているものや市単独で実施している扶助制度についての見直しを検討します。

経常的な事務的経費(物件費を含む)については、効率的な執行を行い、さらに厳しい削減に努めます。

(6) 投資的事業の選択と実施

まちづくり総合計画・後期基本計画に掲げる事業の優先順位付けを行い、年度間の事業費の平準化などに努め、計画的な進捗を図ります。

投資的事業は、国県の補助事業や交付税措置のある合併特例債事業等の財源措置がある事業を優先的に進めます。

通常の起債対象となる事業や市単独事業は、緊急性、必要性、費用対効果を検証し、真に必要な事業を選択するものとします。

市債の発行にあたっては、実質公債費率などの健全化判断比率への影響を考慮し、計画的に行うこととします。

(7) 外郭団体・第三セクター等の健全化

経営的視点を持って、団体内部の事務事業、組織、職員定数の合理化等、効率的な事業運営に向けた改善を図り、自主性を強化することにより委託料、補助金等の削減に努めます。

平成20年度に設置した「第三セクター等経営評価委員会」により、各団体の改革プラン・経営計画の実施状況の検証を行い、経営の改善を促します。

外郭団体について、設立目的や将来の見通し、必要性等を検証し、時代の流れに合っていないもの、役割が終了したものなどは、廃止や縮小を促進します。(土地開発公社など)

公益法人においては、公益法人制度改革が進められており、各団体で移行への対応を進めるとともに、必要に応じて解散、或いは統合も視野に入れた検討を行います。(都市開発事業団など)

(8) 特別会計の経営健全化

全特別会計において、平成22年度から平成26年度を期間とする経営計画を策定し、健全化に取り組めます。

策定にあたっては、これまで以上に使用料、保険料等の市民負担の適正化(徴収率の向上を含む)を念頭に置き、財源確保に最大限の努力を行います。

将来に向けた収支の健全化を重視し、あらゆる経費節減、合理化方策を検討実施します。

下水道事業、簡易水道事業は、地方公営企業法が適用される公営企業会計を導入し、健全運営を図ります。

特別会計の設置意義を失った会計については廃止し、事業の終了や一般会計に取り込むことを検討します。

(9) 企業会計の経営健全化

全企業会計において、平成22年度から平成26年度を期間とする経営計画を策定し、経営の健全化を進めます。

独立採算が原則の企業会計については、受益者負担の適正化の観点から、一定期間ごとに使用料等の改定を行い自主財源の確保を図るとともに、コスト縮減や業務の効率化・合理化等に努め、健全経営を目指します。

一般会計からの補助金は、原則ルール分(基準内繰出)とし、基準外の繰出しは廃止を検討します。

3 財源調整必要額の解消と基金残高の増嵩のための目標数値

(1) 目標額設定の考え方と目標額

平成22年12月時点の中期財政見通しで試算した「財源調整必要額81億6,800万円の解消」と「財政調整基金と減債基金の平成26年度末目標額の計25億円」を、本市の健全財政推進のための目標額とし、歳入歳出の両面から、それぞれ目標を設定し、取り組みを進めます。

健全財政推進のための5か年の目標額(平成22年度から平成26年度)

81億 6,800万円

(2) 歳入及び歳出における目標額

目標額達成のための一般財源捻出にあたっては、その60%以上を内部管理経費等(市民の負担や市民生活への影響が少ない経費等)で捻出することとします。

	項目	効果額
歳入	市税等収納率向上と滞納繰越額の圧縮	21億2,500万円
	市税財源の充実	
	受益者負担の適正化(使用料、手数料等)	
	債権管理の適正化	
	未利用資産の有効活用と財産処分	
	有料広告収入や寄附金収入等	
	新たな財源の確保	
	事業実施のための財源確保	
	基金繰入金	
歳出	職員定数の適正化と職員給与等の見直し	60億4,300万円
	公共施設の統合整備や維持管理経費の圧縮	
	民間活力の積極的な導入	
	行政評価システムを活用した事務事業の再構築	
	投資的事業の選択と実施	
	外郭団体・第三セクター等の健全化	
	特別会計の経営健全化	
	企業会計の経営健全化	
	積立金の減額	
合 計		81億6,800万円

(3) 目標達成のための取組み等

この健全財政推進計画に掲げる目標を達成するためには、まちづくり総合計画・後期基本計画、及び行財政改革大綱との整合性を図りながら、市民の協力の下、全職員の英知を結集して取組みを進める必要があります。

このため、次の取組みを行います。

「周南市版事業仕分け」の実施

一定の基準に基づき選定した事業を対象に、公開の場で事業の必要性や実施主体が適切かなどを、所管課担当職員と外部の評価者が議論して、仕分けを行う「周南市版事業仕分け」を実施し、次年度の予算編成に反映していきます。

ローリングによる健全財政推進計画の見直し

現在の社会経済状況は、先行き不透明な部分が多く、市税収入等を推計することは至難であることから、毎年、財政推計を見直していくなど、ローリング方式を採用し、その時点での財政状況に応じた見直しを行うものとします。

進捗状況(見直し効果)の公表

健全財政推進計画の進捗状況(見直し効果)を、毎年度末を目途に、ローリング方式による改訂と併せ、公表していきます。

目標達成のために必要となる各個別計画及び方針等の策定等

まちづくり総合計画・後期基本計画、行財政改革大綱及び健全財政推進計画を実現するために必要となる個別の計画や方針等は、新たに策定し、或いは見直しを行います。

4 平成22年度当初予算の状況

この健全財政推進計画の中期見通しで、平成22年度に6億8,700万円の財源調整が必要と試算しましたが、平成22年度の予算編成では、国の経済対策や地方交付税(臨時財政対策債)の増などにより、財政調整基金を取り崩すことなく、逆に、財政調整基金、減債基金及び地域振興基金に18億6,700万円を積立てることとしています。

(1) 歳入歳出の主な財源調整等の内容

歳入

地方交付税(臨時財政対策債を含む)の増	5億3,900万円
地方特例交付金の増	1億3,600万円

収益事業収入(競艇事業収入)の増	3,000万円
歳出	
退職勧奨による職員給与費等の減(17人)	1億5,000万円
実施計画事業の精査等による減	1億 200万円
国の経済対策の活用による実施計画事業の減	1億6,000万円
国の経済対策の活用による普通建設事業の減	6,600万円
特別会計への繰出金の増	1億6,400万円
扶助費、物件費及び公債費の増	3億3,600万円

(2) 中期財政見通しとの比較表

[一般会計:一般財源ベース]

(単位 百万円)

区 分	H22	H22	H23	H24	H25	H26	
	12月公表時	当初予算額	見込額	見込額	見込額	見込額	
歳入	1 市税	26,497	26,497	26,307	25,489	25,346	25,345
	2 地方譲与税・各交付金	2,679	2,615	2,673	2,667	2,661	2,655
	3 地方交付税(含む臨時財政対策債)	8,995	9,534	9,086	9,689	10,077	10,188
	4 繰入金	0	0	0	0	0	0
	5 その他	749	757	754	759	764	769
	合 計(A)	38,920	39,403	38,820	38,604	38,848	38,957
歳出	1 人件費	10,971	10,863	10,913	10,554	10,517	10,357
	うち退職手当を除く人件費	(9,771)	(9,662)	(9,713)	(9,424)	(9,317)	(9,157)
	2 扶助費	2,871	2,928	2,957	3,046	3,137	3,231
	3 公債費	6,359	6,465	6,699	6,869	7,088	7,573
	4 物件費	5,501	5,674	6,024	5,672	5,699	5,755
	5 維持補修費	350	335	350	350	350	350
	6 補助費等	4,110	3,923	3,891	3,787	3,608	3,601
	7 積立金	893	830	950	1,015	1,016	1,095
	8 繰出金	6,365	6,529	6,436	6,532	6,659	6,571
	9 普通建設事業	727	661	727	727	727	727
	うち支弁人件費	(240)	(224)	(240)	(240)	(240)	(240)
	10 その他	278	275	275	262	262	251
	合 計(B)	38,425	38,483	39,222	38,814	39,063	39,511
	実施計画事業充当可能財源(A)-(B)	495	920	402	210	215	554
H22以降の実施計画必要財源	1,182	920	1,350	1,650	1,600	1,500	
財源調整必要額	687	0	1,752	1,860	1,815	2,054	
H22～H26 財源調整必要額						7,481	

おわりに

夕張市の財政破綻を受け、より透明性の高い指標を用いた早期の是正制度が必要とされたことから、「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」が制定され、平成20年度決算から全部適用されることとなりました。

この法律においては、実質赤字比率など4つの健全化指標の毎年度の公表が義務付けられ、指標が早期健全化基準以上となれば、財政健全化計画を策定、実施状況も含め公表することとなり、また財政再生基準以上となれば、財政再生計画を策定、起債の制限や国の勧告を受けることとなります。

本市の場合、平成20年度決算での4つの指標は、健全な状態にあることを示していますが、現在の経済不況の影響による市税収入等の動向や、平成26年度以降の国の合併支援措置の終了、財政調整基金・減債基金が都市規模に比して少ない状況への対応など、財政の健全性を維持するための取組みが喫緊の課題となっています。

この計画は、市民待望の「周南再生」の実現に向け、財政面から下支えをするため、内部管理経費等の見直しを重視する中で、徹底したムダの排除を基本に、将来に向けての健全財政の堅持に、全職員一丸となって取り組もうとするものです。

議会をはじめ市民の皆様の一層のご理解とご協力をお願いいたします。

用語解説

この解説は50音順で作成しています。

用語	説明
あ 維持補修費	市が管理する公共施設の補修経費など、施設等の効用を維持するための経費です。
依存財源	国や県の基準に基づき交付されたり、割り当てられたりする市の収入です。地方交付税、地方譲与税、国庫支出金、県支出金、地方債などがあります。 【関連語】 自主財源
一時借入金	一時的に現金が不足した場合に借り入れる資金です。一時的な資金不足を補うためのものなので、必ずその年度内に償還しなければなりません。また、借入できる最高額は議会の議決を経て予算で定めます。
一般会計	市の会計の中心となるもので、行政運営の基本的な経費を計上している会計です。市の会計は本来1つの会計で経理することが望ましいですが、行政活動は広範で多岐にわたるため、より合理的で明確な経理を行えるよう、特定の目的については一般会計のほかに特別会計を設置しています。 【関連語】 特別会計
一般財源	使いみちが特定されず、どのような経費にも使用できる財源です。市税、地方譲与税、地方交付税などがあります。 【関連語】 特定財源
衛生費	病気予防、母子保健、ごみ処理、環境保全などの事業にかかる経費です。
か 会計年度	地方公共団体の収入と支出を区分、整理して、その関係を明らかにするために設けられている一定の期間をいいます。市の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わります。
貸付金	福祉増進や産業振興のために、市が直接または金融機関などを經由して間接的に貸付を行うための経費です。
合併特例債	合併した市町村が、まちづくり推進のため新市建設計画に基づいて実施する、公共施設の整備や地域振興のための基金の積立事業に対して借入する地方債の一つです。合併年度とこれに続く10か年度に限り借り入れることができ、償還額の70%が地方交付税により補てんされます。
株式等譲渡所得割交付金	株式などの譲渡により発生する所得にかかる税の一部が、個人県民税の額に応じて県から市に交付されるものです。
款・項・目・節	予算を区分するときを使う名称のことをいい、「款」は最も大きな区分、次に「項」、「目」、「節」と続きます。款と項の二つの上位区分は議会で議決されるもので、各款及び各項の間では原則流用はできません。歳出においては、款・項・目は目的別（土木費・教育費など）に分類され、節は性質別（委託料・民生費など）に区分されます。
頑張る地方応援プログラム	地方独自のプロジェクトを自ら考え、前向きに取り組む地方自治体に対して、国が地方交付税などの支援を行う制度です。
議会費	議会の活動・運営のための経費です。
企業会計	一般的には、株式会社などの民間企業における会計のことをいいますが、地方財政上は、地方公営企業法の全部又は一部が適用される公営企業の会計のことをいいます。周南市では、水道事業・病院事業などを企業会計で運営しています。 【関連語】 公営企業会計
基金	特定の目的のために維持または積み立てられる財産・資金（貯金）のことです。その目的のために順次積み立てていくもの、定額を運用していくもの、果実（預金利息等）を運用していくものなどがあります。
起債制限比率	市の公債費（地方債の償還金）による財政負担の度合いを判断する指標の一つです。地方債の元利償還金に使われた一般財源の、標準財政規模（標準的な一般財源）に対する割合をいい、公債費比率と同じような算式で計算しますが、市債が過大とならないよう一定の制限を設ける時の指標となるのが起債制限比率です。比率が20%を超えると市債の発行が制限されます。 【関連語】 公債費比率

用語	説明
起債（地方債）	地方債（市債）とは、地方公共団体（市）が公共施設や道路、水道、下水道などの整備のために、長期（1年以上）にわたって借り入れる資金をいいます。地方債を借り入れることを「地方債を起こす（起債する）」といえます。
基準財政収入額	普通交付税の算定に用いるもので、標準的な状態で収入が見込まれる税収入などを一定の方法で算定した額をいいます。標準的な市税収入見込額の75%相当額と譲与税など税外収入の75%相当額（一部100%）が算定に使われます。 【関連語】 地方交付税 基準財政需要額
基準財政需要額	普通交付税の算定に用いるもので、市が合理的かつ妥当な水準で行政運営した場合にかかる経費を一定の方法で算定した額をいいます。 【関連語】 地方交付税 基準財政収入額
寄附金	市民などから受ける金銭による寄附です。使いみちが特定されない「一般寄附金」と使いみちに指定のある「指定寄附金」があります。
義務的経費	市の歳出のうち、支出が義務づけられ簡単には削減できない経費をいいます。職員・議員などの人件費、生活保護費などの扶助費、地方債の償還をするための公債費があります。 【関連語】 投資的経費
教育費	学校、公民館、図書館などの運営や、文化・スポーツ振興などにかかる経費です。
繰入金	市の基金（貯金）を取り崩して一般会計や特別会計に入れたり、財源が不足した会計の資金を補うため、他の会計から繰り入れるものです。
繰越金	前年度の決算で余ったために、翌年度に繰り越して使用するお金をいいます。
繰越明許費	何らかの事情でその年度内に支出が終わらない見込みのある経費について、議会の議決を得て翌年度に限り繰り越して使用できるようにする予算をいいます。
繰出金	一般会計と特別会計、または、特別会計相互間でやりとりされる経費です。
形式収支	歳入決算総額から歳出決算総額を差し引いたものです。 【関連語】 実質収支
経常一般財源	毎年継続して収入される財源のうち、その使いみちが決まっておらず、自由に使えるものをいいます。市税や地方譲与税、普通交付税などがあります。
経常経費	毎年継続して固定的に支出される経費をいいます。具体的には人件費、扶助費、公債費などの義務的経費や継続的に支出される物件費、維持補修費などがあります。
経常収支比率	市税、地方譲与税、地方交付税など毎年経常的に入ってくる歳入の総額（経常一般財源総額）のうち、人件費、扶助費、公債費など経常的に支出される経費に対して使われた額（経常経費充当一般財源）が占める割合です。 数字が小さいほど自由に使える資金が多いことを表し、大きくなるほど臨時的な経費に回せる資金が少なくなり財政の硬直化が進んでいることを表します。
継続費	大規模な建設工事など2年以上にわたる事業の経費について、あらかじめ事業費の総額と各年度ごとの額を、議会の議決を経て定める予算をいいます。
減債基金	市債の償還を計画的に行うための資金を積み立てる目的で設けられる基金です。
県支出金	県から市に対する支出金です。県が行うべき事業を市へ委託する場合や、市が行う事業に対して県が一定の割合を助成する場合に交付されます。国庫支出金と同様に、負担金、補助金、委託金からなっています。
減収補てん債	法人市民税や利子割交付金の収入見込が、予想できない経済の落ち込みによって、財源不足になった場合に発行することができる地方債です。減収補てん債を発行しなければ、翌年度に地方交付税の基準財政収入額の減額によって精算されますが、事業を促進する必要がある場合に、前倒して減収補てん債により財源の手当ができるものです。後年度、元利償還金の償還額の75%が地方交付税により補てんされます。

用語	説明
減税補てん債	平成6年度以降の税制改革による個人住民税の減税や自動車にかかる消費税率の特例の廃止に伴う、平成6～8年度における地方公共団体の減収額を補てんするために発行が認められた地方債です。また、平成10年度の特例減税や平成11年度以降の恒久的減税に伴う減収額を補てんするためにも発行が認められています。一般的な地方債とは異なり建設事業以外の経費にも充当でき、償還額の全額が地方交付税により補てんされます。
健全化判断比率	地方公共団体の財政の健全化に関する法律に基づき定められた、「実質赤字比率」「連結実質赤字比率」「実質公債費比率」「将来負担比率」の4つの比率をいいます。
公営事業会計	普通会計と同じく市町村の会計を整理するための、統計上の会計区分です。公営企業会計のほか、国民健康保険事業特別会計、老人保健特別会計、後期高齢者医療特別会計などを総称しています。
公営企業会計	事業を行うことによって得られる使用料などの収入で、その事業の経費をまかなっていく、独立採算を原則とした会計です。地方公営企業法を適用する法適用の公営企業会計と適用しない法非適用の公営企業会計があります。
公共施設マネジメントの手法	アセットマネジメント（資産assetを効率良く管理・運営managementすること）の観点から将来にわたり、費用逡減・有効活用等、施設の効用を高める手法をいいます。
公社（地方公社）	一般に、公共用地の取得、造成、住宅の建設・管理、有料道路建設・管理、農林漁業の振興、観光開発等を行うために地方公共団体が出資等を行って設立された法人のことをいってされています。本市には「周南市土地開発公社」が該当します。
公債費	市が借り入れた地方債の元金・利子や一時借入金の利子を支払うための経費です。
公債費比率	市の公債費（地方債の償還金）による財政負担の度合いを判断する指標の一つです。地方債の元利償還金に使われた一般財源の、標準財政規模（標準的な一般財源）に対する割合をいいます。一般的には公債費比率が10%を超えないことが望ましいとされています。 【関連語】 公債費負担比率
公債費負担比率	市の公債費（地方債の償還金）による財政負担の度合いを判断する指標の一つです。地方債の元利償還金に使われた一般財源の、一般財源総額に対する割合をいいます。公債費比率が標準財政規模（標準的な一般財源）に対する割合なのに対し、実際の一般財源に対する割合となります。 一般的には15%が警戒ライン、20%が危険ラインとされています。 【関連語】 起債制限比率、公債費比率
交通安全対策特別交付金	道路照明灯、カーブミラーなどの交通安全施設の設置や管理のため、道路交通法の規定により納付される交通反則金の一部が、国から市に交付されるものです。
国庫支出金	国が行うべき事業を市へ委託する場合や、市が行う事業に対して国が一定の割合で助成する場合に交付されます。国と市どちらも利害のある事業に対して国が負担する義務のある国庫負担金、市に対して特定の事業を奨励・援助する国庫補助金、本来国が行うべき事業を市へ委託する場合の国庫委託金からなっています。
固定資産税	1月1日に固定資産（土地、家屋、償却資産）を所有している人に対して、その資産の価格をもとに算定される税で、資産の所在する市町村に納めます。
償却資産	会社や商店などを経営している人が、その事業のために使うことのできる機械・器具・備品などをいいます。
ゴルフ場利用税交付金	ゴルフ場利用税の一部が、県から当該ゴルフ場所在の市町村に交付されるものです。
災害復旧費	大雨、暴風、地震などの災害により被災した施設等を復旧するための経費です。
財産収入	市が所有する土地の貸付や物品の売払いに伴う収入や、基金の運用から生じる利子収入などがあります。

用語	説明
財政再生基準 (財政再生団体) (財政再生段階)	<p>地方公共団体の財政の悪化が早期健全化基準を超え、著しい財政状況の悪化などにより自主的な財政の健全化が難しい状況で、計画的に財政の再生を図るべき基準として定められたものです。将来負担比率を除く、「実質赤字比率」「連結実質赤字比率」「実質公債費比率」の健全化判断比率のいずれかが基準以上の場合は財政再生段階と判断され、「財政再生団体」となります。その場合、著しく悪化した要因の分析や最短での解消方法などを目標とする財政再生計画を議会の議決を経て策定、公表するとともに、総務大臣への報告、実施状況の議会への報告や公表などが義務付けられています。</p> <p>本市では次のいずれか一つでも該当した場合、財政再生団体となります。</p> <p>実質赤字比率 20.00%以上 連結実質赤字比率 40.00%以上 実質公債費比率 35.00%以上 将来負担比率 設定なし</p> <p>【関連語】 早期健全化基準</p>
財政調整基金	年度間の財源の不均衡を調整するために積み立てる基金のことです。
財政力指数	<p>市の人口や面積などに応じて標準的に必要になる支出（基準財政需要額）に対して、標準的な状態で収入が見込まれる市税や地方譲与税など市が自ら得る収入（基準財政収入額）がどの程度あるかを示す指標です。数字が大きいほど財源に余裕があることとなりますが、1未満の場合は国から普通交付税が交付されます。通常は過去3年の平均値を使用します。</p> <p>【関連語】 基準財政需要額、基準財政収入額</p>
債務負担行為	数年度にわたる建設工事など翌年度以降の支出を予定する場合に、その事項、期間、限度額を議会の議決を経て定める予算で、将来の支出を約束するものです。
三位一体の改革	国と地方財政の一体的な税財政改革で「国から地方への補助負担金の削減」「地方への税源移譲」「地方交付税制度の見直し」の3つを指します。これら3つの改革をまとめて実行するため、「三位一体の改革」と呼ばれています。
資金不足比率	地方公共団体の財政の健全化に関する法律に基づき定められた公営企業の経営健全化に関する比率で、資金の不足額が、事業の規模に対してどの程度あるかを示す比率です。10%を超えると地方債発行に許可が必要となり、経営健全化基準である20%を超えると経営健全化団体と判断されます。
市債（地方債）	地方公共団体（市）が公共施設や道路、水道、下水道などの整備のために、長期（1年以上）にわたって借り入れる資金のことで、いわゆる市の借金をいいます。地方債を借り入れることを「地方債を起こす（起債する）」といいます。
自主財源	市が自主的に収入できる財源のことで、市税、分担金及び負担金、使用料、手数料、財産収入、寄附金、繰入金、繰越金、諸収入などがあります。 <p>【関連語】 依存財源</p>
市税	地方税法、条例により市民や市内の企業から徴収する税で、市の主要な収入源となっています。市税には、使いみちが特定されない普通税（市民税・固定資産税・軽自動車税など）と、特定されている目的税（都市計画税・入湯税など）があります。
実質赤字比率	地方公共団体の財政の健全化に関する法律における健全化判断比率のひとつで、普通会計を対象とした実質赤字額の標準財政規模に対する比率です。これが生じた場合は、赤字の早期解消を図る必要があります。 <p>早期健全化団体になる早期健全化基準の値は11.25%、財政再生団体になる財政再生基準の値は20%です。</p>
実質公債費比率	地方公共団体の財政の健全化に関する法律における健全化判断比率のひとつで、地方税・普通交付税のように用途が特定されておらず、毎年度経常的に収入される財源（標準財政規模）のうち、一般会計の公債費や公債費に準じたもの（特別会計・企業会計の公債償還に対する繰出金など）を含めた実質的な公債費相当額に充当されたものの割合を示す比率です。18%以上になると地方債の発行に許可が必要となり、25%以上になると一部の地方債の発行が制限されます。 <p>本市の場合、早期健全化団体になる早期健全化基準の値は25%、財政再生団体になる財政再生基準の値は35%です。</p>

用語	説明
実質収支	当該年度の収入と支出の実質的な差額をみるもので、歳入歳出差引額（形式収支）から翌年度に繰り越すべき財源を控除した決算額のことをいいます。 【関連語】 形式収支
実質収支比率	実質収支を標準財政規模で割ったもので、財政運営の健全度を示す指標のひとつです。大きければよいと言うものではなく、通常3～5%が適当とされています。
実質単年度収支	単年度収支に実質的な黒字要素（財政調整基金積立額・地方債繰上償還額）を足し、実質的な赤字要素（財政調整基金取崩額）を控除したものです。
自動車取得税交付金	自動車取得税の一部が、市道の長さや面積に応じて県から市に交付されるものです。
需用費	消耗品費、燃料費、印刷製本費、光熱水費、修繕料など、事務を進めるための消費的な物品の取得や修理等のほか一般的にその効用が短期間に費やされる経費です。
商工費	商工業振興や観光事業などにかかる経費です。
消防費	消防、救急、災害対策などにかかる経費です。
将来負担比率	地方公共団体の財政の健全化に関する法律における健全化判断比率のひとつで、一般会計等が将来負担すべき実質的な負債の標準財政規模に対する比率です。本市の場合、早期健全化団体になる早期健全化基準の値は350%で、財政再生団体になる財政再生基準の値は定められていません。
使用料及び手数料	市の施設の利用や特定のサービスに対する対価として徴収するものです。公民館や市営住宅の使用料、住民票や所得証明発行の手数料などがあります。
諸支出金	行政目的を有しない経費で、普通財産取得などにかかる経費です。
諸収入	他の収入科目に該当しない収入をいい、市の預金利子、貸付金の元利収入、雑入などがあります。
所得譲与税	国税である所得税の一部が地方へ譲られるもので、使いみちに制限はありません。三位一体の改革による国から地方への税源移譲（国税を減らして地方税を増やす）の過程での措置として平成16年度に創設されましたが、税源移譲が完了したことで平成19年度からは廃止されました。
人件費	職員の給料や議員の報酬などの経費です。
新市建設計画	「市町村の合併の特例に関する法律」に基づいて策定される合併後の新市のまちづくりの基本方針と、合併後概ね10年間にわたって取り組む施策を明らかにした計画です。
性質別経費	市の経費をその使われ方により分類したものです。人件費、物件費、維持補修費、扶助費、普通建設事業費、災害復旧事業費などに分類されます。
早期健全化基準 （財政健全化団体） （早期健全化段階）	地方公共団体の財政が悪化した状態で、自主的かつ計画的に財政の早期健全化を図るべき基準であり、「実質赤字比率」「連結実質赤字比率」「実質公債費比率」「将来負担比率」の4つの健全化判断比率のいずれかが基準以上の場合は早期健全化段階と判断され、「財政健全化団体」となります。その場合、悪化要因の分析や最短での解消方法などを目標とする財政健全化計画を議会の議決を経て策定・公表するとともに、県知事への報告、実施状況の議会への報告や公表などが義務付けられています。 本市は次のいずれか一つでも該当した場合、財政健全化団体となります。 実質赤字比率11.55%以上 連結実質赤字比率16.55%以上 実質公債費比率25.00%以上 将来負担比率350.0%以上 【関連語】 財政再生基準
総務費	市の全般的な管理事務や、共通的に必要な経費で、庁舎、財産管理、財政、徴税、戸籍、交通安全などにかかる経費です。

用語	説明
第3セクター	一般的には、国や地方公共団体の公共部門（第1セクター）と民間部門（第2セクター）と共同出資で設立された事業主体をいいます。
単年度収支	実質収支は前年度以前からの収支の累積なので、その影響を控除した、当該年度のみの実質的な収支のことをいいます。当該年度実質収支から前年度実質収支を差し引いた額になります。 【関連語】 実質単年度収支
地域活性化・生活対策臨時交付金	地方公共団体が、積極的に地域活性化等に取り組むことができるよう、国の平成20年度第2次補正予算において創設された交付金制度です。地域活性化等のため、実施計画に基づき実施する事業に充当できるものです。
地域雇用創出推進費	地方交付税を地方公共団体の雇用対策などに充てるために創設されたものです。雇用情勢が厳しい地方公共団体に地方交付税を重点配分することで、地域の実情に応じた雇用創出につながる事業が行えるよう、平成21・22年度に限り実施されます。
地方公共団体の財政の健全化に関する法律	地方公共団体の財政破たんを未然に防ぐため、国が財政状況を詳しく把握し、悪化した団体に対して早期に健全化を促すための法律です。「実質赤字比率」「連結実質赤字比率」「実質公債費比率」「将来負担比率」の4つの指標と、公営企業の経営については資金不足比率を用いて健全度を判断します。これらは議会に報告して公表され、比率が一定基準を超えると財政健全化計画・財政再生計画などを策定し、健全化を目指すこととなります。
地方交付税	地方公共団体間には財源の格差があることから、その不均衡を調整して、どの市町村に住んでも一定水準の行政サービスが受けられるよう、国税5税（所得税、法人税、酒税、消費税、たばこ税）の一定割合が国から市に交付されるものです。地方交付税には、一定の算式により交付される普通交付税（全体の94%）と災害など特別な財政事情に応じて交付される特別交付税（全体の6%）があります。
地方再生対策費	都市と地方の税収格差を是正するため、地方が自主的・主体的に行う活性化施策に必要な経費について、地方交付税の特別枠として配分されるものです。人口規模や第1次産業就業者の比率、高齢者人口比率などが算定基準となっています。
地方消費税交付金	地方消費税の一部が、国勢調査人口と従業者数に応じて県から市に交付されるものです。
地方譲与税	国が法によって国税として徴収し、一定の基準によって地方公共団体に譲与されている税です。
地方特例交付金	児童手当引き上げ分、恒久的な減税に伴う地方税の一部を補てんするため、国から交付されるものです。
積立金	財政運営を計画的にするため、基金などに積み立てる経費です。
投資及び出資金	財産を有利に運用するための債権や株式の取得にかかる経費、公社・第3セクター・財団法人などへの出資を行う経費です。
投資的経費	道路、橋、公園、学校の建設や大規模修繕など、資本形成の効果があり、将来に残るものの整備に支出される経費をいいます。普通建設事業費、災害復旧事業費などが含まれます。 【関連語】 義務的経費
当初予算	一会計年度を通じた基本的予算で、年度開始前の3月に議会の議決を経て定められます。
特定財源	一般財源とは反対に、使いみちが特定されている財源です。国庫支出金、県支出金、地方債、分担金などが該当します。 【関連語】 一般財源
特別会計	特定事業の経理を一般会計の経理と区別して別個に処理するための会計です。国民健康保険特別会計や介護保険事業特別会計のように法律でその設置が義務付けられているものと、条例を制定することによって設置できるものとがあります。 【関連語】 一般会計

用語		説明
	特別交付税	画一的な算定を行う普通交付税では反映できない、災害など特別な財政事情を考慮して交付されるもので、普通交付税を補完する役目を果たしています。
	土木費	道路、河川、公園、区画整理、市営住宅などにかかる経費です。
な	農林水産業費	農業・林業・水産業振興、地籍調査などにかかる経費です。
は	配当割交付金	一定の上場株式などの配当にかかる税の一部が、個人県民税の額に応じて県から市に交付されるものです。
	標準財政規模	標準的な状態で収入が見込まれる税収入などの一般財源の規模を示すもので、市税、譲与税など税外収入、地方交付税をもとに算定します。平成13年度以降、普通交付税の不足分として、一般財源として使用できる臨時財政対策債が発行されるようになってからは、標準財政規模の算定に臨時財政対策債を加えた数値を使用することがあります。
	扶助費	生活保護法・児童福祉法などの法律に基づいた生活保護費・児童手当などの支給や、各種サービスのための経費です。法律に基づかないで、市が単独で行うサービスなども扶助費に含まれます。
	普通会計	地方公共団体ごとに各会計の範囲が異なっていることから、統一的な基準で比較するため、地方財政統計上用いられる会計区分のことです。一般会計に公営事業会計を除く特別会計を合わせたものをいいます。
	普通建設事業費	投資的経費の代表的なもので、道路、橋、学校などの建設・大規模修繕に必要な経費です。
	普通交付税	市が合理的で妥当な水準で行政を運営した場合にかかる経費を一定の方法で算定した「基準財政需要額」から、標準的な状態で収入が見込まれる税収入などを一定の方法で算定した「基準財政収入額」を差し引いた額（財源不足額）を基本として国から交付されます。
	普通財産	市の財産のうち、公用財産（庁舎や消防施設など、市が直接使用する財産）または公共用財産（学校、図書館、公民館、市営住宅、公園など、市民が共同利用する財産）を行政財産といい、それ以外の公有財産を普通財産といいます。
	物件費	市の経費のうち、人件費、扶助費、維持補修費などを除く消費的性質をもつ経費です。賃金、旅費、需用費、委託料などがこれに含まれます。
	分担金及び負担金	市が行う事業により利益を受ける人から、その受益を限度として徴収するものです。
	法人市民税	市内に事務所や事業所などをもつ法人等に対してかかる税です。所得の有無にかかわらず負担する「均等割」と、所得に応じて負担する「法人税割」があります。
	補助費等	市から各種団体や他の地方公共団体などに対して行政上の目的により交付する経費です。団体などへの補助金、県・一部事務組合などへの負担金、講師謝礼などの報償費などが該当します。
補正予算	年度途中に発生した事由に対応するため、当初予算を増額または減額する予算です。年4回開催される議会の定例会（6月・9月・12月・3月）や、緊急の場合には臨時議会に提出され、議決を経て定められます。	
ま	民生費	高齢者福祉、障害者福祉、社会福祉、児童福祉、生活保護、福祉医療などにかかる経費です。
や	予備費	緊急を要する場合など、予算編成のときに予期しなかった支出に対応するための経費です。
ら	ラスパイレス指数	国家公務員の給与水準を100としたときの、市の給与水準を示すものです。
	利子割交付金	預貯金の利子などにかかる税の一部を、個人県民税の額に応じて県から市に交付されるものです。

用語	説明
臨時財政対策債	地方公共団体の財源不足に対処するため、特例的に発行できる地方債です。これまで国が交付税特別会計で借り入れて地方交付税として配分していたものを、平成13年度より、市が地方債として借り入れるようになったものです。一般的な地方債とは異なり建設事業以外の経費にも充当でき、償還額の全額が地方交付税により補てんされます。
臨時税収補てん債	地方消費税の導入初年度の平成9年度に、税収が一年分に満たなかったことに伴う影響額を補てんするために発行が認められた地方債です。
連結実質赤字比率	地方公共団体の財政の健全化に関する法律における健全化判断比率のひとつで、一般会計等に公営企業会計やその他の特別会計を含めた全ての会計を対象とした実質赤字額（または資金不足額）の標準財政規模に対する比率です。これが生じた場合は問題のある会計が存在することになり、その会計の赤字の早期解消を図る必要があります。早期健全化団体になる早期健全化基準の値は16.55%、財政再生団体になる財政再生基準の値は30%（3年間経過措置 平成20年度:40%、平成21年度:40%、平成22年度:35%、平成23年度以降:30%）です。
労働費	勤労者支援や失業対策のための経費です。
流用	予算で使いみちが決定している経費の支出を抑制し、その財源を他の内容の経費に使用することです。